

むつ市議会第201回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成21年9月7日(月曜日)午前10時開議

諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第52号 むつ市大畑町沿岸漁業振興基金条例
- 第2 議案第53号 むつ市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
- 第3 議案第54号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第55号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第56号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第57号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第58号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第59号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第60号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第61号 財産の取得について
(老朽化した公用車を環境性能の優れた環境対応車に更新するためのもの)
- 第11 議案第62号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第12 議案第63号 下北地域広域行政事務組合規約の変更について
- 第13 議案第64号 市道路線の廃止について
- 第14 議案第65号 市道路線の認定について
- 第15 議案第66号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第16 議案第67号 平成21年度むつ市一般会計補正予算
- 第17 議案第68号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第18 議案第69号 平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第19 議案第70号 平成20年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第20 議案第71号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第21 議案第72号 平成20年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第22 議案第73号 平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第23 議案第74号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第24 議案第75号 平成20年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第25 議案第76号 平成20年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第26 議案第77号 平成20年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第27 議案第78号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第28 議案第79号 平成20年度むつ市用地造成事業会計決算
- 第29 議案第80号 平成20年度むつ市水道事業会計決算

- 第30 報告第22号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第31 報告第23号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)
- 第32 報告第24号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)
- 第33 報告第25号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)
- 第34 報告第26号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)
- 第35 議案第27号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 鎌田 | ちよ子 | 2番 | 澤藤 | 一雄 |
| 3番 | 新谷 | 泰造 | 4番 | 目時 | 睦男 |
| 5番 | 工藤 | 孝夫 | 6番 | 横垣 | 成年 |
| 7番 | 野呂 | 泰喜 | 8番 | 川端 | 一義 |
| 9番 | 白井 | 二郎 | 10番 | 岡崎 | 健吾 |
| 11番 | 千賀 | 武由 | 12番 | 山本 | 留義 |
| 13番 | 馬場 | 重利 | 14番 | 佐々木 | 隆徳 |
| 15番 | 富岡 | 修 | 16番 | 菊池 | 広志 |
| 17番 | 半田 | 義秋 | 18番 | 高田 | 正俊 |
| 19番 | 山崎 | 隆一 | 20番 | 川端 | 澄男 |
| 21番 | 中村 | 正志 | 22番 | 村川 | 壽司 |
| 23番 | 浅利 | 竹二郎 | 24番 | 新谷 | 功夫 |
| 25番 | 斉藤 | 孝昭 | 26番 | 富岡 | 幸夫 |
| 27番 | 村中 | 徹也 | | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | | | |
|--------|----|-----|-------------|-----|----|
| 市長 | 宮下 | 順一郎 | 副市長 | 野戸谷 | 秀樹 |
| 教員 | 山本 | 文三 | 教育長 | 牧野 | 正藏 |
| 公営企業者 | 遠藤 | 雪夫 | 代監査委員 | 小川 | 照久 |
| 総務部長 | 新谷 | 加水 | 総務部調整 | 對馬 | 映子 |
| 会計総務課長 | 工藤 | 正明 | 企画部長 | 阿部 | 昇 |
| 企画部 | 近原 | 芳栄 | 民生部長 | 齋藤 | 秀人 |
| 保健福祉部 | 鴨澤 | 信幸 | 経済部長 | 櫛引 | 恒久 |
| 建設部長 | 太田 | 信輝 | 選挙管理委員会事務局長 | 大芦 | 清重 |
| 監査委員 | 齋藤 | 純 | 教育部長 | 佐藤 | 節雄 |

教務理事
 員務書館
 育会局
 舎長
 川内庁
 舎長
 脇野所
 沢長
 企画
 部長
 民生
 部長
 農委
 員務局
 業会
 長
 川内民
 福舎
 社長
 総報
 広聴
 部長
 経農
 課
 部
 産
 長
 総広
 聴主
 部
 報
 課
 幹
 主
 総
 務
 主
 部
 課
 査
 主

高田文明
 河野健二
 片山元
 宮川淳一
 新谷正幸
 吉田薫
 太田守
 井田直樹
 室館利光
 工藤利樹
 澁田剛

公企業局
 営長
 大畑庁
 舎長
 総副
 務課
 部長
 企財
 調
 部
 政
 監
 経副
 産課
 部
 事
 策
 長
 教委
 事副
 務課
 育会
 局
 長
 総行
 課
 部
 管
 長
 企財
 政
 課
 部
 長
 教委
 事
 務
 課
 育会
 局
 長
 総
 務
 課
 部
 課
 幹
 主

佐藤純一
 柳谷正尚
 松尾秀一
 下山益雄
 笠井哲哉
 安藤哲雄
 花山俊春
 石野了
 高坂浩二
 吉田真

事務局職員出席者

事務局
 長
 総括
 主幹
 主事

工藤昌志
 柳田諭
 井戸向秀明

次長
 査査

澤谷松夫
 石田隆司

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

日程第1～日程第35 議案質疑、委員会付託、一部採決

議案第52号

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第52号 むつ市大畑町沿岸漁業振興基金条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番澤藤一雄議員。

○2番（澤藤一雄） むつ市大畑町沿岸漁業振興基金条例について質疑をさせていただきます。

8月26日付の新聞によれば、使用済み核燃料中間貯蔵施設をめぐり沿岸漁業振興基金として6漁協に合計16億8,000万円の寄附があったと。このうち関根浜漁協に2億円、大畑町漁協に2億5,000万円ということですが、平成6年度からいろいろ協議をしてきたというような内部事情があるようでございますけれども、そして大畑漁協には漁船の上架施設と漁網洗浄施設、関根

浜漁協は製氷施設と冷却殺菌装置に繰り出されると報道されました。まず第1は、この報道に間違いはないのか。

ほかに東通村の各漁協に寄附があったわけでございます。石持漁協に4億5,000万円、野牛漁協に2億8,000万円、岩屋漁協、尻屋漁協がそれぞれ2億5,000万円ですけれども、この配分の根拠がわかっておればお知らせ願いたい。

そしてもう一つは、航路補償として6漁協合わせて毎年2,500万円が支払われるといたしますけれども、これはどういう配分になるのか、おわかりであればお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 澤藤議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、この基金でございますが、漁協との話し合いを行い取りまとめいたしました大畑、関根浜両地区の漁業振興計画の実施について、市では地元漁協から強い要望もあり、喫緊の課題と考えていたものであります。こうした事情を寄附者にご理解をいただいての市に対する寄附額となったものであります。

なお、大畑地区で計画されております事業内容は、漁船上架施設、漁網洗浄施設、サケマス増殖施設であります。

東通村の寄附額につきましては、市は関知してございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、航路補償につきましても、関係漁業者と事業者との私的契約であり、市は関与しておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（村中徹也） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第52号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第53号

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 議案第53号 むつ市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を議題といたします。

本案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定により、議会は議決をする前に教育委員会の意見を聞かなければならないことになっております。

ここで、教育委員会委員長から意見を求めます。
教育委員会委員長。

（山本文三教育委員会委員長登壇）

○教育委員会委員長（山本文三） ただいま議長より教育委員会への意見を求められましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定に基づく意見を申し述べさせていただきます。

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つであります。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しております。

当市の児童・生徒のスポーツを通しての活躍は、小学校では、ミニバスケットボールによる全国大会制覇、中学校では、各種競技において、県大会、東北大会、全国大会への出場など、多くの実績を残し、他の地域に類を見ない活躍をしております。

また、高等学校では、ボート競技及び陸上競技の全国制覇、野球における県大会での準優勝、さらにはジュニアオリンピック、世界大会への出場など、目をみはる活躍をし、社会人ではパラリンピック、オリンピック、世界大会への出場と市民に夢や多くの感動を与え、地域のスポーツのすそ野の拡大に大きな効果をもたらしております。

さらに、高齢者を中心としたニュースポーツへの取り組みは、一昨年の全国スポーツ・レクリエーション祭の開催を契機として、市民の健康志向とも相まって今後さらに増加の傾向にあります。

このように、市民の各層に浸透しつつあるスポーツのさらなる振興を図るためには、市民のだけれどもが、性別や年齢、障害の有無にもかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指すとともに、市民一人一人が自らスポーツを行うことにより心身ともに健康で活力ある社会を形成するスポーツ立市を将来の課題とした取り組みが必要であろうと考えております。

これまでは、スポーツに関することについては、教育委員会がその事務を管理し、執行してまいりましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、これを市長において所掌することができることとなりましたので、学校における体育に関することを除き、高齢者行政、障害者行政、保健行政その他の地域振興行政と一元的に管理し、執行することとしたものであります。これにより、地域の実情や住民ニーズに応じた「地域づくり」の観点から各市施策と連動したスポーツ振興を幅広く展開することが可能となり、さらなる生涯スポーツ施策の推進に資するものと考えております。

以上がむつ市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例にかかわる教育委員会の意見であります。何とぞご理解を賜りますようお願い申し

上げます。

○議長（村中徹也） これでは教育委員会の意見を終わります。

これより教育委員会の意見に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。25番斉藤孝昭議員。

○25番（斉藤孝昭） 具体的になると思いますが、何点が質疑させていただきます。

まず、教育委員会から市長部局のほうに移行するのは何ら質疑はありませんが、現在の小学校の部活動の関係なのですけれども、これでいくと、地域とか、幅広くというふうな言葉が出てまいります。今の現状でもそうなのですが、小学校の部活動と、その地域にあるスポーツクラブまたはスポーツ少年団の関係が詳しく区別されておられません。文部科学省の方針でいくと、平成21年でしたか、小学校の特別クラブの廃止をうたっているはずですが、そのところの関係と、今回意見書として出したことによる内容との関連をまず最初にお聞きします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいまの斉藤議員からのお尋ねは、小学生の部活動等々についてのお話でございます。

まず、小学校は1年から6年までであることは、だれもわかるわけでございますが、3年生までは一応部活動とはしないということでございまして、一般的に4年生から6年生までという形をとっているわけでございます。ただ、今ご指摘のとおり、その位置づけというのはなかなか不明確なものでございます。地域にありましては、総合型地域スポーツクラブというふうなことで、一昨年でございまして、本市におきましても1つ設置させていただいたわけでございます。

そういうことで、学校は学校なりの身体的発達の中でそういう体育的な行事、あるいはまた部活動指導をやるわけでございますが、それ以外につ

きましては、やはり地域の要望とかスポーツ少年団を形成するという形で、地域で担当していただいているというふうなことでございます。地域におきましては、本当に手弁当でボランティアということで、先ほど申しました大畑地区におけるミニバスケットボールなども、やはりまさに地域で育て上げていただいた一つの成果であろうと、こんなふうに見ているところでございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） そうすると、今後のこととなりますが、では小学校の部活動は廃止の方向で地域スポーツに移行するというふうな考えで進めていくのか、それとも今のままで移行措置として部活動を残しながら地域スポーツのほうに力を入れていくのか、または普及に力を入れていくのか、どのようなお考えなのかお聞かせください。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 小学校における部活動を廃止する方向は全くございません。現在の状態の中で進めていきたいと、こんなふうに思っています。やはり部活動の役割というのは、また学習活動とは違った意味での人間形成にとっては本当に欠かすことのできない活動でございますので、今までどおり進めていきたいと、こんなふうに思っているところであります。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） そうしますと、今までやっていることと、これからこの意見書によってやられることが余り変わらないということで、所管をするところが市長のところになるというふうなだけなのか。それとも、いろいろ話を聞きましたけれども、将来にわたってどういうふうなスポーツ振興につなげていきたいとかという方針を今後計画して出す予定があるのか、最後にお知らせください。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 文部科学省の中では、やはり今までのような形で進めてほしいというふうなことでございますので、平成23年度から新しい学習指導要領の実施になりますけれども、その中でも現在の部活動等々に関する趣旨は変わらないというふうなことでございます。ただ、地域におきましては、やはりその受け皿というものが大変地域の実態と違うものでございますから、大きい市であれば、それなりの大きい一つの組織立ったものがございますが、そうでないところはまだまだ学校に依存しなければならぬというふうなことがあるわけでございますので、一概に今ここまでという確実的な線引きはなかなか難しいというふうなことでございます。やはり学校教育であっても地域のご支援をいただかなければ進めない実態でございますので、基本的には今言ったような形での、何年度にはこういう流れで線引きをしていくということはちょっと考えにくい状況というふうに感じております。ただ、生涯スポーツというふうな点で、幼児からお年寄りまでという全体の中でどんなふうに地域で受け皿をつくっていただけるかという時点では、お互いに支援したり、あるいはまたカバーし合うという方向で進んでいけたらいいかと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（村中徹也） これを齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。4番目時睦男議員。

○4番（目時睦男） 齊藤議員の質疑と関連するわけではありますが、私は議案第54号にも質疑を通告しておりますから、それとも関連するわけではありますが、この議案について質疑をさせていただきたいと思っております。

端的なお尋ねではありますが、スポーツ少年団の活動と学校教育との関連について、明確な考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 学校教育と地域におけるスポーツ少年団の役割といたしましうか、あるいは区別的なものは、まずはっきり申しまして、学校は学校の教育課程の中で行うという視点でございますので、あと地域はやはり地域の指導者、体育であれば、いろいろな専門性を持った方々がボランティア的にご指導いただくというふうなことでございます。基本的には、スポーツ少年団の大きな組織は日本体育協会、その中に属していくわけでございますので、その中で一つの大きな活動というふうなことだろうと、このように思っております。私どもとすれば、将来的にはやはり少しずつ学校から離し、そして地域の子供は地域で育てるというような視点に立っていただければありがたいかと、こんなふうに思っているわけでございます。

先ほど申しましたように、大都市は比較的こういう指導をなされる人材は多いのでございますが、やはり地域によりましては、仕事と並行しながら、あるいは土曜日、日曜日なしでのボランティアというのはなかなか難しい感じがするわけでございます。今のところ正規にむつ市におけるスポーツ少年団というのは大畑地区しかございません。そういうことで、先般も県内でスポーツ少年団の集まりを当市でもって、いろいろ情報交換をやったわけでございますけれども、将来的にはやはり徐々にそういう方向で進めていきたいものと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 今教育長からお話がありましたが、先ほどの教育委員会委員長の意見の中でも表明しているわけではありますが、大畑のミニバスケットボール、全国制覇をして、この部分についてもスポーツ少年団の活動の成果の一つだという認識をしています。大畑のスポーツ少年団は、子

供たちの教育というか、スポーツ振興という面で、健康増進も含めているような種目の活動をしているわけではありますが、私が先ほど聞いている中で、具体的な指導者の部分、私は学校教育と社会教育は一体のものでなければならない、このような私なりの認識を持っています。そういう面で見ますと、具体的には指導者の部分についてはそれぞれの学校の先生方の事情、個人的な事情も許されるとすれば、指導者になっていくということも地域の一員として私はしかるべきだろうという、それをまた教育の面でもらえた場合に援助をしていく。こういう連携をした取り組みが、これは学校に任せるといようなことではなくて、地域の他の民間というか、地域の方々についても指導者なりサポート役なりという点についてはお互いに友好的な関係を持っていくということが全体のスポーツの振興に私は寄与していきたくらうと、このようならえ方をしているわけではありますが、現実的にはそのようになっていないという状況が実態としてあるわけがあります。そういう面で見るときに、今回の条例の中でその辺については、具体的な実態も含めたときに、今後どのような形の中で進めていくという考え方なのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 目時議員からは、具体的なお話でございました。私もその大畑地区におけるスポーツ少年団の指導者はどういう人から成り立っているのかと大分お聞きをいたしました。そうしましたら、学校においては先生方は勤務時間は学校の部活動ということで指導しますが、一たん離れますと、やはり地域の中の一員として、そして一般のボランティアの人たちと一緒に指導した成果が、先ほどのような日本一になったというふうに見ておりまして、まさしく私は、要するに先生方が地域には全然タッチしないのではな

くて、一緒になってやるところに地域が学校を応援し、学校が地域と一緒にっていくという、非常に理想的な私は姿だろうと思っております。そういうことが我々が将来模索していかなければならない、本当にモデル的な姿を見た思いをしているわけでございますので、スポーツ少年団の育成とともに、あるいはまた総合型地域スポーツクラブの育成なども含めて、お互いにまだまだ不足する部分はあるかもしれませんが、やはり子供から大人までという中でのとらえ方をしていきたいものだと、こんなふうに思っております。ただいま目時議員のおっしゃるような具体的な形が、今までずっと長年にわたりまして見てきた結果であろうと、こんなふうに思っているわけでございます。私は小学校の校長会とか、あるいはまた中学校の校長会等々におきまして、あるべき姿として大畑地区のスポーツ少年団の例を出させていただいているところであります。

以上です。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 具体的には、今の教育長の答弁の中で、私はそれぞれの学校教育の実態の中で、個々の教師の方々の個人的な事情によってはスポーツ少年団の指導者になり得る状況というのをつくり出していくことは必要だというところからよろしいでしょうか。最後、よろしく申し上げます。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 理想的な形としますと、やはり先生方が今多忙化というふうなことを言われているわけでございます。昨今では子供と接する時間を確保させてあげたいと、こんなふうに思っているわけでございます。一方に偏ることなく、地域の一員のときは地域の一員として子供を支えていくというふうな視点というのは、やはり地域の活性化にも私はつながっていくことだろうと思っておりますので、一つの分野ではなくて、みんな

なで支えていくという、そういうムード、雰囲気
を各地区においてやはり育てていてもらいたい
ものだと、こんなふうに、あるいはまたそのよ
うに学校の職員に対しても協力していただくよう
に一層ご理解をいただくように話していきたい
と、こんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を
終わります。

教育委員会の意見に対して、ほかに質疑ありま
せんか。24番新谷功議員。

○24番（新谷 功） 教育委員会委員長の意見書を
今また見ておるわけですが、その中段以降
に「市民一人一人が自らスポーツを行うことによ
り心身ともに健康で活力ある社会を形成するスポ
ーツ立市を将来の課題とした取り組みが必要であ
ろうと考えております」と、このように述べてお
るわけです。実は私の記憶違いかどうかわかりま
せんけれども、杉山肅前市長のときにおいて、た
しかスポーツ立市を宣言した経緯があるかと思
います。そのときのスポーツ立市、今この文言か
ら解釈すれば、改めてこういうふうにもうむつ市
では学童生徒、あるいは高校生、本当に皆さん大
変活躍して私はうれしいなと。本当に市民を力づ
ける活躍をしているなど、このように思って、ま
た関係者においても、何かあればすぐに本庁舎の
前に垂れ幕を掲げて、本当に啓蒙を図って、また
頑張ってもらいたいという思いが、そうしてい
るわけなのですから、その点、もう一度伺い
しますが、杉山肅前市長のときのスポーツ立市が
どうなって、改めてこのスポーツ立市を掲げるの
かと、その辺の経緯をお知らせください。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 私も杉山前市長のときから
教育委員会に所属させていただいているところで
ございますが、具体的にスポーツ立市を掲げると

いうふうな具体的な話は聞かなかったような気が
いたしますので、流的にはちょっと結びつか
ないところがあるかと私は思っているわけでござ
います。

実は、文部科学省のスポーツ振興計画の中では、
平成22年度までというふうなことで、もう間もな
くのことではございますが、しかしその後も5年ご
とに変更していくというふうなことを言ってお
りますが、これからの国民というのは、2人
に1人は週に少なくとも1回はスポーツに親しめ
るような地域をつくっていきたいというふうなこ
とでございます。2人に1人は週に1回必ずスポ
ーツが実施できるようにしていきたいというふう
なことではございますので、我々は単なるスポーツ
がスポーツ技術云々ではなくて、やはり健康とい
うふうなことを考えますと、あるいは生きがいと
考えますと、そういう方向に将来機運が高まった
場合には、スポーツ立市ということもあるのでは
ないかということで、今教育委員会委員長がお話
しましたけれども、教育委員会の中ではいい方
向だというふうなことで話をされたところでござ
います。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（新谷 功） 杉山肅前市長時代のスポーツ
立市は別といたしましても、私は本当にこのむつ
市の青少年のスポーツの活躍、頼もしいなど、こ
のように思っているわけでございます。きのう県
民駅伝があったのですけれども、ことしの市制施
行50周年あるいは合併5周年に花を添えてくれ
ばなという思いが本当はありました。残念ながら
そういう結果になったのですけれども、ぜひとも
また来年も頑張ってください。

また、このような教育委員会委員長の意見書、
これはもう今度は市長が先頭に立って、むつ市民
を元気にするためにも、私はスポーツを振興する
ことは大いに結構だと、このように思っておりま

す。関係者においては頑張っていたきたいと、このように思います。

以上で終わります。

○議長（村中徹也） これで新谷功議員の質疑を終わります。

教育委員会の意見に対して、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で教育委員会の意見に対する質疑を終わります。

次に、議案第53号に対する質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 4点ほどお願いいたします。

まず、今回はこの第24条2というのに基づいてスポーツに関する事、文化に関する事、これを市長部局に移すことができるというのに基づいてこの議案が提案されたのですが、まず第1点目に、なぜスポーツに関する事務を市長部局に移すことになったのか、今まで何かスポーツをやっていくうえで不都合が何かあったのかなというふうにも考えるので、そのところをお聞かせ願いたいと思います。

2点目ですが、この第24条の2には、それぞれスポーツに関する事と文化に関する事を市長部局に移すことができるとなっているのですが、なぜスポーツだけを市長部局に移すということになったのか。逆になぜ文化を移さなかったのかということのお尋ねにもなります。

3点目ですが、こういう形で市長部局に移すことによって、教育委員会というのは市長部局とは本当に今までずっと独立した、そういう行政機関になっておるわけですが、そういう意味での独立性というのが一転損なわれるのではないかなというふうに思いますので、その点はどのようにお考

えかということです。

最後4点目ですが、県内でこういうふうには市長部局に移している自治体はどこがあるのでしょうか。ちょっと細かくスポーツと文化、両方移している自治体、またスポーツだけ、また文化だけを移している自治体それぞれに分けてお知らせしてほしいなど。また、移した自治体にはどういう効果があったのかもお知らせ願えればと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） まず第1点目の今まで教育委員会が所管してきたわけですが、そういうことで、今まで何か不都合なことがあったのかどうかというふうなお話でございます。今委員長からも申し上げましたように、これからの時代というのは、やはり競技の技術的な向上はもちろんそうでございますが、やはりレクリエーションとか、あるいはまた健康増進などに対する市民の要望、ニーズというのは本当に多様化していきたくらうと、こんなふうには思うわけでございます。さらにまた、その範囲も多岐にわたってくるものと、こんなふうには思っているわけでございます。今までですと、例えば一つの競技でございますが、これを年代別とか、あるいは性別とかということで、ますますそういうニーズというのが今までとは違った大きなものになっていくものと、こんなふうには私は予想しているわけでございます。

そういうことで、今もそうでございますが、市には体育施設とかいろいろございますけれども、日程とか会場がダブリまして、せっかく予定したのにその日程で消化し得なかったとか、あるいはまた次年度に回さざるを得なかったというようなことも日程的なことであるわけでございます。あるいはまた、地域の行事などとせっかくのいい行事が重なってしまって、子供たちが参加できなかったということも今までもいろいろ地域から要望

を聞いているわけでございます。

そういうことで、やはり今後は一元的な形で見えていって、可能な限り日程調整などをやっていく必要があるのかなと、こんなふうに思ひまして、私どもの中ではどうしても交通機関との連絡とか、あるいはまた他経済的な面、あるいは観光的な面等、やろうと思ひましてもなかなか限界があるというようなことで、また合併してこのような広大になりましたので、地域の行事だとかいろいろ出てくるわけでございますが、ダブらないようにするということは難しいと思ひますけれども、大きな柱だけはダブらないようにしていきたいものだと、こんなふうなことで、もう少し大きな視点で見られるような、そのことが逆に地域の方々の要望にこたえられるのではないかなと、こんなふうなことを今思っているところでございます。

次に、スポーツだけを市長部局に移すのかと、文化はどうしたというふうなお尋ねでございますが、将来的には文化的なものも市長部局に移すというふうな方向で我々は今いるわけでございますが、ただ現在の姿といたしましうか、生涯学習課があって、あるいはまた公民館があって、公民館活動があって、あるいはまた図書館があってというふうな大きな生涯学習を支える柱があるわけでございます。これも長年の経験にわたりまして、いろいろな講座、教養講座とか文化芸術というものを、あるいはイベントというものを企画してきて地域の要望にこたえてきているわけでございませうけれども、しかしよくよく見ますと、生涯学習課でやっている一つの催し物と公民館とか図書館でやっているものが非常に似たようなものがあつたり、ダブっているようなケースもあるわけでございます。これは、あくまでも今申しましたように、長年の経験から来たものでございませうので、一概に私は区分するということはまず不可能に近いものがあるだろうと思ひますが、いずれにしろ

将来的にはやはりこれを整理したり、あるいはまたさらに充実させると、整備するというふうな視点で考えていきたいと、こんなふうに思ひまますので、そのためにはやはりいろいろな方々の文化団体とか、公民館でサークル活動に頑張っておられる方々のご意見等を集約しながら、お聞きしながらやっていきたいし、もう少し時間をいただきながら、ある程度一つの方向性が出た段階でまたお願いしたいものだと、このように思ひしているところでございます。

次に、独立性というふうなことでございませうが、先ほどから申し上げておりますが、私たちの所管するのはあくまでも小学生と中学生の体育スポーツにかかわる事業を展開してきているわけで、今後もこれは変わらないわけでございませうので、市長部局に移ったから、そっちが主体性を失うのではないかというふうなことには決して私にはなりたいと、このように思ひしているところでございませう。

次に、県内で市長部局に移したところ、どのような状況になっているかというふうなお尋ねでございますが、県内におきましては青森市、それから八戸市、弘前市が大きく今動き出しているわけでございませう。まず、青森市におきましては平成13年度から文化、スポーツを市長部局に移していると。それから八戸市は、去年の平成20年4月から移してございませう。それから弘前市は、これは一方だけで、逆に文化だけをことしの4月から市長部局に移しているというふうなことでございませう。いろいろそこで我々も教育長会議を通しながら、情報交換をやっているわけでございませうが、その効果といたしましうか、成果を見たらどうだというふうなことでございませうが、今のところ青森市あるいはまた八戸市あたりから特に問題は出ていないけれども、また弘前市は始まったばかりでございませうので、時期尚早ということで結論的な明確なものはまだ述べる段階ではないと、こん

なふうに申しております。ただ、他の市におきましても、やはり移行を考えた、考えている、あるいはまた考えていこうとしているというふうな市も相当出てきているように思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 今の教育長の答弁ですと、教育委員会の独立性は失われることはないということで、私もそのような形でぜひ運営してもらいたいとは思いますが、ただ答弁の中で、今までは行事がダブったりして、結局小・中学校の行事が2番手、3番手にさせられて、そういう形になったという話もありましたが、結局これから一元化というふうになった場合に、やっぱりそういうことが逆に防げるのかなというのをちょっと心配するところもあります。今まで、そういう意味で地域の方が優先にいろんな施設を使っているがために学校教育が2番手、3番手になったという経緯から見ると、結局また市長部局が一元化して、幾ら教育委員会がこういう行事をしたいといっても、市長部局のほうの権限がちょっと強くなって、やはり行事は地域のほうが優先だから学校のほうはちょっと手を引いてくれというふうな形で、結局調整が入ると思うのです。そういう場合にどういうふうな形の対応になるのか。やっぱり教育委員会としては、そのこのところのやり方、子供を優先してほしいという姿勢を求めるのが教育委員会だけれども、市長部局としては地域のほうを優先したい。やっぱりどうしてもぶつかってしまうような感じがするのですが、そのこのところを結局市長部局に一元化することによって教育委員会の発言が届かなくなるのかなというふうな危惧があるのですが、そのこのところはどういうふう考えているものかということですよ。

それと、あと県内の他の市で実施しているのがそれこそ大都市、青森市、八戸市、弘前市だけが

先行しているという状況で、むつ市が6万5,000都市で、まだもう少し様子を見てもいいのかなというふうなことを若干思ったのですが、でもいいことであれば、それはどんどんやってほしいと思うのですが、そのこのところの判断をどういうふうにしたのかなということで、この2点、お尋ねさせていただきます。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 市長部局のほうが先行して、私ども教育委員会で計画します小・中学校のスポーツ的、体育的行事が食い込まれていくのではないかなというふうなご懸念でございますが、このようなことにつきましては、小・中学校における体育的行事というのは、例えば小学校の陸上、あるいはまた中学校のいろいろなすべての体育的、要するに県大会につながるような、あるいは全国大会につながるようなものは、もう前の年にすべて決めておりまして、これは地区大会、市の大会、あるいは郡大会、そして県大会、全国大会というふうな常に連動するものでございますから、それができなくなるようなことは絶対あってはならないわけでございます。といいますのは、単に子供たちだけの移動とかではなくて、それを支えていただくいろいろな体育協会の方々のご支援がなければ、もう審判を含めて、役員を含めて、そうした手弁当で今までもご協力いただいて、ご支援をいただいているわけでございます。そういう人たちとも関連するわけでございますから、単に子供たちが試合やって勝った負けたという論ではなくて、地域挙げての一つの大きな行事になるわけでございますので、こういうことが市長部局に埋没してはならないと、このように思っております。

それから、旧3市というふうなことでございますが、ただやはり今言ったように、私どもと同じような規模を有する市におきましても、もう検討を開始していると、あるいは間もなく終わろうと

しているとか、今からしたいというふうな、今からということ、ことしからということだと思いますが、そういうことでありますので、どの市も無関心でおられる状況ではないわけでございますので、私どもも早いかどうかはわかりませんが、タイムング的には非常にいい時期ではないかなということでご提案させていただいたところでございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第53号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第54号

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 議案第54号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、4番目時睦男議員。

○4番（目時睦男） 最初に2点ほどお尋ねさせていただきたいと思っております。

この条例については、提案理由の中で簡素で効率的な組織体制の整備をしていくと、こういう理由で市長から提案しているわけでありまして。具体的には、名称で言いますと総務部を今度は総務政策部と、企画部を財務部と、そして議案第53号で議論がありましたスポーツ関係の部分等々について設置条例の改正と、このように理解をしているわけでありまして、そこで具体的なこの設置条例

の改正の理由をそれぞれお話をさせていただきたいと思っております。

それと、2点目が今回の条例改正に伴って、行政組織規則、これらについても改正をされるだろうという理解をしているわけでありまして、そのことによって、これまでの課、係の増減があるのかどうか、あるとすれば、その内容も含めて説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 目時睦男議員のお尋ねでございますけれども、まず今回の部の設置条例、これを改正する大きな目的、目指すものは何なのかというふうなご趣旨だと思います。このたびの組織改正は、平成20年3月に策定いたしましたところの行政機構改革基本方針、これにのっとった改革の一環でございます。今年度実施いたしました分庁舎の組織強化とか、本庁舎におけるグループ制を先行した導入、こういうふうな延長線上にあるものであります。対局的には、それぞれの部の構成を、その部の使命をより明確にする方向で見直すこと、そしてまた専門度を踏まえた部内での政策形成を活性化させること、そしてまた部単体では対応がなかなか難しい施策、横断的な施策がございます。その中で各部間の調整を緊密に行うということで、より戦略性に富んだ対応が可能であるというふうな形で組織をつくり上げると、こういうふうな目的がございます。そしてまた、課の統合、再編ということに踏み込んだわけでございます。

特に行政資産では、人、物、金とよく言われますけれども、その有効活用を図る意味から、税務と管財関連を統合した物、金、この部分の管理を財務部にゆだね、そして将来的には資産の有効活用戦略、これを担務してもらおうと。また、人につきましては、総務、企画、それを統合した総務政

策部に、一つの大きな形とすれば財務部と総務政策部、これはやはり対峙する組織でなければいけない。つまり財布を握っているところと、政策を進めていくところ、ここのところは大いに議論をし合うというふうな大きな対峙性を持った組織をつくり上げる必要があるのではないかなかと。それぞれの部の戦略的な施策展開を人の管理のもとで調整していく役割を総務政策部に持たせたいと、こういうふうなことでございます。

構造的に縦割りになりがちな行政組織のその機構を横の連携に配意した組織を構築したいというふうな思いでこの組織改正をお諮りをお願いしているところでございます。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 今回の組織改正に伴います課、係等の増減ということのお尋ねでございますが、この組織改正につきましては、昨年度から前倒しでやっており、企業局及び経済部は昨年前倒しで実施したわけでございます。企業局につきましては4課から3課、それから経済部につきましては産業政策課を新設して農林水産課ということで、農林課と水産課を統合しております。

それから、分庁舎につきましても6課から4課というふうなことで組織改正を実施したということでございまして、今年度は引き続きまして、本庁舎の残った部分全体についての組織改正ということで、現在は7部35課1室というふうになってございますが、これを課等の統廃合を進めまして、7部については変わりませんが、7部30課、35課を30課ということで、5課減ということになります。1室については変わりません。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） わかりました。それで、具体

的な例も挙げながらお話を聞きたいわけですが、1つは先ほど議案第53号でも議論がありました。具体的な部分としては、言ってみれば学校の体育関係については教育委員会の所管、一般も含めたスポーツ全般に当たっては民生部の所管と、こういうふうには私は理解をするわけですが、スポーツ関係については、具体的な例でお話をしますと、きのう惜しくも県民駅伝が連覇をなし得なかったわけですが、県民駅伝、選手の構成が生徒と一般と一緒なわけです、チーム編成をするとき。そうなった場合、この教育委員会が所管している部分と民生部が所管する部分が今の縦割り行政の中でいった場合に、こういう点での取り組みという部分についてはどのような形の中で、ひとり歩きをしていくというわけにはいかないと思うのです。そういう点では、一つの例ではありますが、生涯学習、生涯スポーツという部分については、文部科学省の部分等々含めて、その展望については否定はしないのでありますが、具体的にこれらの生徒と一般の方々を含めたスポーツという面でとらえたときに、どのような仕組みの中で今後取り組んでいくのか、ひとつお聞きをしたい。

2つ目は、先ほどの答弁の中で、市長の答弁にもあるわけですが、経済部の事務分掌の中で農林、畜産、水産業、事務分掌でいきますと、一くくりになっているわけがあります。そのほかに事務分掌では改正案の中で産業振興にかかわる部分、関する部分については事務分掌で新たに項を起こしているわけです。そこで、私は林業であれ、農業であれ、畜産であれ、この具体的なそれぞれの産業について振興を図っていくというのは、具体的な課題の部分等含めて振興にも寄与していくという、こういう側面を持ってこれまでやってきているだろうと思うのです。それが今回の改正の中でそれぞれの課題別というか、産業の個

々の部分について一くりにしながら、そのほか
に産業振興ということで、また項を起こしている
という部分についての理由をお聞きしたいなとい
うふうに思っています。

これと関連するわけでありますが、3点目はこ
れまで私は何回か、特に林業関係等々含めて一般
質問でお話をしてきました。というのは、合併し
て5年目を迎えています。合併以前と合併後の本
市におけるそれぞれの産業構造は変化をしてきて
いると、現実的に。こういう状況の中で、その産
業構造に合わせた組織機構という部分について検
討する必要があるだろうという、こういう点でこ
れまで申し上げてきているわけでありますが、そ
れらの部分については、私の理解としては検討し
ていくと、こういうことでのとらえ方をしている
わけでありますが、これらの部分についての検討
がどのようになされたのか、以上について再度お
聞きをしたいと思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 県民駅伝の部分のお尋ねが
ございました。例えばというふうなことで例を
挙げられましてのお話でございますけれども、県
民駅伝は教育委員会一つの所管ということではな
く、むつ市としてしっかりと取り組んでいるとい
うふうなお考えを、イメージを持っていただかな
ければいけない、というふうな思いでございま
す。つまり教育委員会のこれまでのスポーツの担
当のところすべてをゆだねるわけではございま
せん。それは、組織としては分けてこれから部局
のほうに来るものもございましてけれども、そう
いうふうな形のうえで進めますけれども、市とし
て取り組まなければいけない、というふうなもの
は積極的に市と教育委員会、市の中、むつ市の中
でございまして、力を合わせてそれぞれの得意
分野もあります、不得手な部分もあります。そう
いうふうなところ、総合的な力をこれから尽くし

ていかなければいけない、というふうな思いで、
この組織のほうに取り組んでいかなければいけな
いと思えます。具体的には、教育長からまたご答
弁があるかと思えます。

産業の部分でございますけれども、私は産業振
興と産業業務、これをしっかりと峻別というふう
なことではございませんけれども、業務は業務と
して産業業務、この部分をしっかりとしていかな
ければいけませんし、産業振興の部分、今産業政
策課というふうなことで、これはことしの春からス
タートしたわけでございますけれども、地域産業
の振興に非常に力点を置かなければいけないとい
うふうなことで産業政策課を発足させました。こ
れは、農林、畜産業という1次産業、これは私自
信を持っているこの1次産業、そしてこれを育て
上げなければいけない、振興させなければいけ
ないというふうなことで産業政策課で販路の拡大と
か開発だとか、そして経済の活性化、それを戦略
的に進めていく課として産業政策課を発足させた
わけでございます。また、農業、漁業、林業、そ
れぞれの分野においてこれまで培ってきた活性化
への方策が当然あるわけでございますが、市とし
て共通に、強力に進むべく産業振興政策、これを
積極的に打ち出していきたいというふうなのが、
また産業政策課に私が求めているところでござ
います。

条文におきましては、それぞれの課の担務する
業務構成に沿った項立てとしております。そのた
めには、産業政策課は産業振興、これを一本、そ
して農林水産課、これは産業業務を一本にまとめ
たというふうなことではございまして、目時議員が
これまでずっとお話をしている中で、林業に対し
ての気配りが足りないのではないかとというふうな
ご懸念があるかと思えますけれども、決してそ
ういうふうなことではございません。また、それ
ぞれの地区、地域、特性がありますので、その部

分では産業業務、しっかりとこの農林水産課の中で対応していかなければいけないし、そしてまた総合的な戦略を組んでいく、活性化をしていくためにはどういうふうな気配り、目配りをしていかなければいけないのか、どんな戦略を組んでいくのか、それが産業政策課に私は求めているということでご理解をいただきたいと、このように思います。

合併前後での部分にも今入りましたけれども、産業構造が変化を来しているというふうな部分、それが合併したから産業構造が変化したのかと、そういうふうなところでは私はないと思います。やはりこれは世界の、また全国的な、その流れの中で産業構造が少しずつ変わってきているというふうなことは認識はしておりますけれども、これがひとえに合併したからこうだというふうなことには私はとらえがたいものではないかなと、このように思います。その中で、しっかりとこの1次産業は私は守っていかなければいけないし、戦略を組んで活性化していかなければいけないという強い意思のもとで私は1次産業の育成に努めていくと、こういうふうな決意を述べさせていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいま目時議員から冒頭にきのうの県民駅伝競争大会のことについてお触れいただきました。私も現場に行って指揮をとらせてもらったわけですが、ごらんのとおりの結果でございました。1時間46分18秒ということで、1位には2秒足りなかったわけですが、距離にしますと、私の目測では四、五メートルかなという感じがいたしました。結果は結果というふうなことでございます。

ただ、私どもはやはりむつ市純粹といいましょうか、住んでいる者の中から選考して出場してもらったわけですが、ことしの特徴といた

しましては、すべての地区から監督、コーチ、あるいはまた選手を含めて18名でございますけれども、すべての地区から入っていただきまして、その中から8名を選んだ形での選手というふうになったわけでございます。きのうは、そういうことで青森市を出まして、夕方またむつ市に集結いたしました、市長あるいはまた村中議長含めまして、子供たちの反省会を含めて来年に向けての決意をお互いに確認し合ったところでございます。

しかし、その背景は何かと申しますと、今懸念されておりますことなのでございましょうが、やはり先輩たちは、陸上競技協会を中心といたしますけれども、そういう人々には本当に子供の面倒をよく見ていただきまして、単なる走ることだけではなくて、生活のあり方からご指導していただいていることが本当に毎年毎年優勝、あるいはまた準優勝に結びついている結果だろうと。これは本当に長い長い歴史の積み上げだろうと、私は本当に先人、また今まで苦勞されている方々に感謝しているところでございます。

これは、単に陸上競技協会に任せるのではなくて、むつ市全体ということで、一たんは教育委員会で実行委員会を形成いたしまして、中学校の体育協会の会長さんを入れたり、あるいはまた陸上競技協会からの方々に入ってもらったりというふうなことで、実行委員会を形成して、その中で今度は具体的な指導はむつ市陸上競技協会のほうにお願いするというふうなスタイルをとっているわけでございます。そういうことにつきましては、部署がたとえどこにあったとしても、そのスタイル以外にはないのかなと私は思っているわけでございますので、今ご懸念の偏っていくことに心配なさっておりますけれども、やはりお互いが協力し合うという、役所の悪いところはちょっと縦割りの的になったりして協力しないというふうなことは今後決してあってはならない。特にイベ

ント的な、行事的なものにつきましては、もう子供から年寄りまでというふうなことで、年代を区分することのできる時代でないわけでございますので、やはり飛び越えた分も含めながら協力すると、一方に偏らない形での協力体制というものを市を挙げて行うという姿勢は今までと同じようになるものと、このように考えているところでございます。

○議長（村中徹也） これが目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、23番浅利竹二郎議員。

○23番（浅利竹二郎） 議案第54号について質疑いたします。目時議員と大分重なる部分がありますので、省略をしながらお尋ねさせていただきます。

まず、今回の組織改編につきまして、総務政策部、財務部というものが新しくなるということについて、またなぜこの今の時期なのかということにつきましては、目時議員に対して市長からの説明がありましたので、省略いたします。

次に、今は従来の組織の中で何々対策課というのがあるのですけれども、今度総務政策部等も含めて、政策部または政策課の、「政策」という言葉がよく使われているのですけれども、このねらい、意図するところはどういうことかということ。

それと、私は今下北半島、むつ市にとりまして、原子力産業というのは非常に重要な部署といたしますか、大事なことだと思うのですけれども、今回の改編につきまして、エネルギー対策課の項立てというか、一つの課として存在しないというか、どこかに吸収されているのですけれども、そこら辺、どこの課が所掌するのかについてお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 総務政策部、それから環境政策課、産業政策課ということで、非常に政策という名称が多くなったということで、その意味す

るところはというお尋ねでございますけれども、私は各部各課におきまして戦略性、これを持った広い視野に立って取り組みをしていただきたいと。つまり政策的な部分、それから市民の声を聞き、各課の関係団体、地域、そういうふうなところから声を吸い上げて、そして広い視野でもって戦略性を持った取り組みを望んでいるというふうなことでございます。これは、政策課ということで名前をつけたわけでありましてけれども、仕事の内容を端的にあらわすのが課名、課の名前でございますので、その持つ意味合い、そしてまたその課に配属された職員のモチベーションが高まってくるという、その意味合いからも、政策課というふうなことでございますので、職員にもまたこの政策という名称がついた意味合いもしっかりと考えていただかなければいけないし、またより多くの市民の皆様方からの声もしっかり受けとめて、戦略的に考えていくという部分でとらえていただきたいと、このように思うところであります。

それから、原子力産業のエネルギー対策課の業務、今度はどこに行くのかというお尋ねでございますけれども、全庁的なグループ制の導入によりまして、できるだけ1課1係、この課を統合する方針で臨んだところであります。その意味からして、エネルギー対策課につきましては、企画課と統合し、企画調整課としたところであります。また、原子力施設の監視業務、これにつきましては、防災政策課に移管するというようにしたところであります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

政治家というのは、1任期4年の任期があるわけですが、その実績が問われるわけです。それで、行政には当然スピード感があり、その4年間に何をやったかというスピード感が当然必要

なわけなのですけれども、そういうことについて、今回の組織改編も含めて、市長の決意といたしますか、思いをご披露願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 実績とスピード感というふうなことでのお尋ねでございますけれども、実績はしっかりと1日1日を大切に、そして1年1年を大切に行政を進めていくというふうな形で実績をご評価されるものだ、このように思います。

スピード感は、その意味からして、任期ちょうど2年を折り返した今定例会でございますけれども、組織をしっかりと組み立てて、そしてこれまで横断的なところが非常に私も不満なところがございました。そういうところのないような組織につくり上げて、ますます職員が減っていく中で機動性にあふれ、そしてスピード感あふれる組織にしていきたいというふうなことでの組織の改正でございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、21番中村正志議員。

○21番（中村正志） 議案第54号につきまして、質疑をさせていただきます。3人目ということで、重複する部分もあるかと思いますが、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

今回の改正でございますが、私はその中でも一番大きいなと思っておりますが、今までは企画部に置いて、企画、財政両方を総合的に調整を行ってきたのでありますが、このたびの改正では企画と財政をそれぞれ総務政策部と財務部に分けることになっております。先ほどの答弁でも一部そのことについて触れられておりましたが、この2つを分けることによるねらいと効果につきまして、まずはお尋ねをしたいと思います。

また、市の行政計画と財政計画というのは表裏

一体であると私は思うのでありますが、今後両者の総合的な調整はどのような部署といたしましうか、セクションで図ることになるのでしょうか、そのあたりを聞きたいと思います。先ほど、この2つの部分を大きく議論することによってというふうなお答えもありましたが、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 中村正志議員のお尋ねにお答えするところであります。

私は、財政と企画、この両分野が拮抗、対峙関係というふうなことで緊張感のある行政運営、これが必要なのではないかなと、こういうふうな思いでございます。これまでむつ市は財政の状況が非常に厳しゅうございまして、財政主導的な部分で運営をされてきたと、このように私は議員当時から感じておりました。その中で、企画をしながら、その企画が財政の部分だけで非常にへこんでしまっている、そういうふうな部分があったのではないだろうか。その部分において、人と、そしてまた物、金、先ほどご答弁申し上げましたように、物と金の部分の行政資産、そしてまた人の行政資産、これをひとつ分けまして、大いに議論し合うという形の中で進めていくというふうなことが、より企画のほうはフリーハンドで大いにまちづくり、そしてさまざまな部分について提案もできますでしょうし、企画力を、はっきり言って財布のことも心配をしないで企画を立てることができる。しかしながら、物と金を握っている財務部では、しっかりとこの部分を把握をしながら、財政理論を展開しながら大いにその両部でぶつかり合って発展を考えていく、行政を進めていくというふうなとらえ方をしていくべきではないかなと、このように思うところであります。

また、これまでのそういう意味からして企画部の中で調整がなされてきた、この部分をご懸念さ

れているのではないかなと思います。財政課と企画課の中で、そして企画部で調整をされてきたと、その相互調整的な部分、これをどういうふうな形で考えているのかというお尋ねだと思いますけれども、私はその拮抗、対峙関係というふうなことで、企画部門と財政部門、今お話ししましたように、その立場で考えることが基本であるというふうに思いますけれども、今お話しのように、相互調整的な部分、総合的な調整を図っていく部分、これは新しい組織におきまして、各部に次長級の政策推進監、これを設置いたしまして、政策調整会議を常設いたしまして、その中で組織横断的な形で議論を深めていき、そしてまたその政策調整会議の中で一種のシンクタンク的な役割、機能も持たせて、その中で相互調整をしていきたいと、このように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） 今の市長の答弁の中にもございました。よく私どもが何かこうしたいとか、こうすればもっとよくなるのではないかというときに限ると、やはりどうしても最後の部分、財政のほうでという答えが返ってきました。そういう思いは市長もそういうことで今回このような形で分けることによって、また平成23年には財政がよくなる、そうなったことを見据えてのこのような改正だと今私は感じておりました。そうしますと、今後このような改正によりまして、それぞれ各部各課、業務量とかあると思うのです。それに対する職員の配置数、また各部各課での年度内、例えば季節によるとか、案件によるものでの業務量の多い少ないとかがたくさん出てくる、そういう場面があると思うのですが、それらの業務量の多いだとか少ないとかに十分対応できるのか、要は先ほど来話しております仕事に対する柔軟性が確保されるとか、あるいは横のつながりが今までで

上多くできるようになるという改正であるというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そのとおりでございます。つまりこれからは職員の減少、どんどん、どんどん減ってきております。合併してから100人くらいの職員の減少があります。そういうふうな中で、非常にこの年齢構成の部分でもバランスに欠けている部分、こういうふうなものもありますし、その中でこの組織機構の改革のねらいには、その部分で職員数の減少とか、その減っている中で少数精鋭体制、これをどうやってとっていくのか、これが大きな課題であります。その中でご懸念をしております、例えばさまざまな業務量の多寡、この形の中でどういうふうなシフトをしていくのかということでございますけれども、グループ制、この導入によりまして、職員のまず個々の能力の向上、これを図らなければいけませんし、職員の流動体制、それを確保できるのではないかと、このように思います。つまり実働人員の確保及びフラット化と申しますか、そういうふうなことで事務処理の迅速化を図っていくねらいを私ここに置いているわけでございます。まず、そういうことで、業務のスムーズな流れ、これをグループ制の中でシフトしていったら、そしてこれまでだったら私の係ではないからというふうな部分があったかと思うのですけれども、決してそういうふうなことの無いように、グループ丸となって業務量をしっかりと把握し、そしてそれに取り組んでいくという職員の意識の改革、意識の啓蒙、そういうふうなものも踏まえての新しい体制でありますので、その部分でも中村議員初め各議員からのさまざまな部分での組織に対する注目度を高めていただくというふうなこともまた組織の活性化につながっていくのではないかなと、このように思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

す。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第54号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第55号

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 議案第55号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第55号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第56号

○議長（村中徹也） 次は、日程第5 議案第56号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番千賀武由議員。

○11番（千賀武由） 1点だけお聞きしたいのですが、この議案第56号の国民健康保険条例の一部改正でございますが、出産育児一時金の額の引き上

げは経済的負担の軽減になり、大変うれしいことでございます。そこで、むつ市はこの一時金、本人への支払いでやっているのか、病院に市で直接、今までは35万円ですけれども、払っているのか、そのところをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 千賀議員のお尋ねにお答えいたします。

出産育児一時金をどのような形で支払いしているのかと、また医療機関に支払いしているのかという件でございますけれども、現行の制度においては申請により、出産した被保険者の属する世帯主に給付すると、国保の世帯主でございますが、なっています。むつ市では、平成17年度から世帯主が出産育児一時金の受け取りを医療機関に委任するというをとっています。国保から直接医療機関に支払う受領委任払い取扱要綱を制定しまして実施してございます。平成20年度は、79件の出産の申請がございましたけれども、そのうち64件がこの受領委任払いの制度を活用してございます。

なお、厚生労働省においては、このたびの支給額の引き上げと同時に、この医療機関への直接支払い制度を創設するというふうに向っていますけれども、まだ実施要綱等はうちのほうで手に入っておりません。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第56号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第57号

○議長（村中徹也） 次は、日程第6 議案第57号
むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第57号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第58号

○議長（村中徹也） 次は、日程第7 議案第58号
むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第58号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第59号

○議長（村中徹也） 次は、日程第8 議案第59号
むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第59号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第60号

○議長（村中徹也） 次は、日程第9 議案第60号
むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 2点ほどお願いいたします。

今回の提案を見ますと、以前この施設は大会議室とか休憩室が6畳、8畳、10畳といろいろな使用料が書いてあったのですが、今回は休憩室の8畳だけということで、結局これは大会議室とかがなくなったということかなと、そのところ、使用料が書いていないものですから、説明をお願いしたいなというふうに思います。

2点目ですが、入浴料、前は200円だったのですが、今回は350円に値上げされたということで、これで合併後市内のいろんな入浴施設の料金は350円で統一されたことになるのかどうか、そのところを確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（片山 元） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず1つ目の休憩室以外の大会議室などの使用料はどうなっているのかということでございますが、このたび新設されます脇野沢温泉の集会施設等は、休憩室の8畳間3つのみとなりますので、休憩室以外の使用料の定めを必要としないものであります。

2つ目の市内の入浴施設の料金は、これではほぼ350円と統一されたのかということでございますけれども、市内でむつ市が管理する入浴施設は、川内地区のふれあい温泉川内及び湯野川温泉濃々園、そして脇野沢地区の脇野沢温泉の3施設であります。今回の改正により、3施設とも大人350円、子供150円と統一されることとなります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第60号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第61号

○議長（村中徹也） 次は、日程第10 議案第61号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、老朽化した公用車を環境性能の優れた環境対応車に更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、2番澤藤一雄議員。

○2番（澤藤一雄） 指名競争入札の結果、トヨタのハイブリッド「エスティマ」を4台購入するということでございますけれども、これは車種の指定があったのか。そして、もしそうでなければ仕様書に該当する車種を取り扱うメーカーが何社あったのか。

もう一つ、入札を辞退した会社が多いのですけれども、この車種以外に入札者があったのか、お尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 澤藤議員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目の、車種の指定はしたのかということでございますが、これは車種の指定はいたしてございません。いたしてございませんが、このたびの車両更新事業は、国の経済危機対策として打ち出されました低酸素革命、すなわち地球温暖化対策のメニューの一つとなっております公用車の環境対応車への買い換え、こういう事業メニューに乗った事業でございまして、その趣旨にのっとりまして、購入条件を環境性能が最もすぐれている環境対応車としたところでございますので、おのずと車種が限定された形になっているところでございます。

次に、仕様書に該当する車種を取り扱う業者は何社あったのかということでございますが、自動車販売を主とする事業者で市内に本店及び営業所を有する18社を指名させていただいております。そのうちディーラー以外の事業者は9社でございます。入札の結果、応札が3社、辞退が7社、棄権が8社でございますが、辞退した7社につきましては、自社に仕様書に該当する車両がないため、2つとして、主要取引メーカーに仕様書に該当する車両がないためという理由で辞退しておりますことから、仕様書に該当する車種の取り扱いにつきましても、応札した3社が取り扱い可能であったと思っております。

次に、3点目のこの車種以外に入札者はあったのかということでございますが、落札業者以外の業者からは、特に内訳書の提出を求めておりませんので、どの車種で応札したかということにつきましては、承知していないところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 2点目のお尋ねの趣旨は、18社

参加でなくて、仕様書を定めたと思うのですけれども、この仕様書に、例えば7人乗り、排気量3,000ccとかいろいろあると思うのです。その仕様書に希望する規格の車を製造しているメーカーが何社あるかということなのです。そのことについてお尋ねをいたします。

それから、落札者以外の入札者からどういう車について札を入れたのかを承知しなかったというようなことですが、もし違う車種で、当然価格が違うわけですから、入札がありましたとなった場合に、どういう入札を落札とするのか。ということは、車が違いますから、当然価格が違うわけです。そのときに車種なのか、あるいは金額なのか、つまりは一番安い車に落札を決めるのか。それから、もともとの価格が違いますので、いわゆる値引き率といいますか、そうしたもので落札を決めるのか、お尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 仕様書にうたった仕様での車を有する会社は何社あるのかということですが、これにつきましては、それぞれのメーカーの車、逐一調べているわけでもございませんし、ハイブリッド車というのは、現在ご存じのように各社で研究開発を進めているという状況でございますので、そういう開発に見合った格好で車種を選定してくるというふうなこともございますので、特に何社あるのかというふうなことについては、メーカーについては把握してございません。

それから、違う車種の場合で応札した場合、どういう判断で決めるのかということですが、これは仕様書で示したのは車種指定ではございませんので、これは同等車、こういう機能を持った車であればいいですよという格好で定めてございますので、当然これは金額で決めていくということになります。

以上です。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） よくわからないのですけれども、事前にどこのメーカーにどの程度の車があるかというそのことを把握しないで入札に処したという今の答弁だったわけですが、ちょっと変だなという感じを持っています。ということは、今落札された車が、ここに写真もついていますけれども、これ以外に同等の車があちこちにあると思うのです。そうすれば、一番安い価格で違う車種が入札ありましたと。この場合には、まるっきり違う車が落札になるわけですね。その場合、例えば応札をした会社がどの車の仕様で札を入れたのかを把握しないまま落札者を決めるというあたりが私はちょっと変だなというふうに思いますけれども、担当部長さんは、そうではないとお思いなのか、お尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 先ほど申しあげましたように、今回の事業は、環境対応車、環境性能が最もすぐれている車両、これを選択するということが第一義でございます。そういうことで、その仕様書につきましても、平成21年度の税制改正によって一定の条件を満たせば自動車重量税が免税になっているということもございしますが、このことも当然考慮に入れまして、条件といたしましては、ハイブリッドシステム車で、平成22年度燃費基準をプラス25%達成した車、さらには平成17年基準の排出ガスの基準から75%低減を達成した車という条件を付しているところでございまして、こういうことでは、今ハイブリッド車で市場に出回っているメーカーの車としては、いわゆるトヨタ車、それからホンダ車があるわけですが、さらには私どもの使い勝手ということから7人乗り、それから雪国であるということのいわゆる車両運転安全性というふうなことを含めまして4WDと

いう、そういう仕様としたとことで、おのずと今現在市場に出回っている車につきましては、知るところ1社に結果としてなるということでございます。そのほかで、これに適合する車があるということであれば、我々そこまで把握してございませんので、それで応札されて結構でございますということでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これでは澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、21番中村正志議員。

○21番（中村正志） 多分に重複する部分がありますので、その辺は割愛をさせていただきたいと思えます。

今回の仕様書の条件にかなう車種が何種類あるかは、私は調査をしておりませんが、恐らく今回はこのトヨタの「エスティマ」のハイブリッドしかなかったのであろうと私は思うのです。その結果でそれを扱えるところが少なかった、それでこういう入札の結果なのだろうというふうに思います。しからばそこで、今回はこういうふうな大変大きな国の関係とか縛りがありましたけれども、一般的に市が自動車を購入する場合の仕様書の内容というのはどのような形で行われるのでありましょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

また、市が財産を取得するに当たっては、自動車と同じような例でいきますと、コピー機だとかパソコン、事務用品、いろいろあるかと思うのですが、それらの物品の購入のときの仕様書というのはどういうふうな形になるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 仕様書の内容をどのように決めたかというふうなお尋ねだったかと思うのですが、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、今回は環境性能が最もすぐれてい

る環境対応車、これを購入するというふうなことが最も優先的な課題、それを仕様書に盛り込んだということでございます。具体的に申し上げますと、購入する車両の性能や特徴を示した数値、排ガス等の環境仕様、ABS、エアコン、エアバック等の仕様装備、寒冷地等の特別仕様を明記したもので、こういうふうなものを先ほど申し上げましたような環境基準に合ったものにしたということでございます。

次に、一般的な自動車購入における仕様書の内容ということでございますけれども、これにつきましては、同様に私どもが必要とする車両、これの性能や特徴を示した数値、仕様装備、特別仕様、付属品等を明記して仕様書として仕上げていますのでございまして、特に車種の指定はしていないということでございます。これまで購入した折にも環境対応車という指定も特にしていないということでございます。今回初めて国の交付金事業にのっとりこういう環境対応車というふうな形での入札を行ったということでございます。

それから、その他の物品購入等の仕様ということだったと思いますが、これにつきましても車両購入と同様、それぞれ機種名等の指定というか、そういうふうなものは基本的にはしてございません。性能、規格、寸法等を仕様に行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） そうしますと、一般的な自動車の購入の場合は車種の指定はしていないということで、ある一定のメーカーに偏ることはまずないというふうに考えてもいいということですね。

その他の物品購入に関しましても、性能や規格によってある一定のものを指定するというふうなことはないということはわかりました。ただ、例えばその物件が非常にすぐれており、むつ市にと

ってどうしてもそれが必要だというふうな場合もあるかと思うのです。そのような場合の物品購入は、ずばりそのものを指定するということは考えられるのでしょうか。そのあたりのことをお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） これしかないというふうなことであれば、我々が求めているものに合致するものがこれしかないということがきちっと判明するといえますか、証明できるということであれば、これはそういう指定をすることはやぶさかではないのかなと思います。今回の場合もハイブリッド車というふうなことの指定をいたしましたけれども、本来であれば排ガス規制対策ということになれば、もう電気自動車ということで一気にいってもよかったのではないかなということもあるわけです。ただ私どもの要求としては4WD、7人乗りということもございましたので、それからまた価格面ということもございました。そういうことでなかなか合致したものが無いというふうなことがあったわけでございます。今後そういう面では電気自動車の対応ということをしていかなければいけないというふうに考えてございます。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。4番目時睦男議員。

○4番（目時睦男） お二方の質疑の中で、若干聞きたいわけでありますが、今回のこの施行というか、指名競争入札をしたのでしょうか、随意契約をしたのでありましょか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） これは、先ほど申し上げましたように、18社に指名しまして、指名競争入札をしてございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） ということは、指名競争入札という理解でよろしいですね。そういう理解の中で、そうすると、予定価格があって落札価格があったと思うのです。それで議案に載せている契約相手方が落札をして契約をしたと、このような理解でよろしいですか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 今議員おっしゃられたとおり、指名競争入札で予定価格があり、落札価格を今お示ししているということでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） 素朴な疑問なのですが、ハイブリッドはホンダのほうが一般的に安いと思っているのですが、ホンダではなくてトヨタに決まったなにか、予定価格をホンダが下回ったとか、そういうことがあってトヨタになったのでしょうか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） ホンダの車は7人乗りではないということで、まだそういう7人乗りの車を市場に出していないのかもしれないということでございます。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第62号

○議長（村中徹也） 次は、日程第11 議案第62号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、4番目時睦男議員。

○4番（目時睦男） 議案第62号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、何点かお尋ねさせていただきたいと思っております。

本議案は、特別障害者手当の受給にかかわる部分であります。この特別障害者手当については、精神または身体に重度な障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の者に対して特別障害者手当を支給しますと、こういう法律の定めがあるわけでありまして。そういう状況の中で、今回の議案で申請者が受給の認定の基準を満たしているにもかかわらず、申請にかかわる不適切な対応によって受給できなかった、こういうふうなことで、最終的には本人、当該者との和解の成立によって損害賠償金を支払うと、このようなことで、本来行政としてあってはならない事案であるかと、私はこのように思うのであります。

特にこの内容を見ますと、2006年に家族からの申請確認がなければ、そのまま葬り去られている、強いてこれまた言えば、私は先ほど言った行政のあるべき姿ではないと、こういう状況の中では市民の生きる権利、暮らす権利、こういう部分も奪いかねない、そのような大事な事案であろうと、このように認識をせざるを得ないのであります。そういうようなことで提案理由等々述べておりますが、経過について詳しく説明できる部分について再度お願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 詳しい経過につきましては、担当からお答えを申し上げますけれども、今日時議員がご指摘のとおり、あってはならない事案が発生していたということで、私この事案の報告を受けた際に、これは決してあってはならないことだし、ただちにその当事者の立場になった目線に対応するようにと指示を出したところであります。その意味からして、ご本人、そしてまたご家族、関係者に深くおわびを申し上げたいと、このように思うところであります。今後こういうふうなことのないように、しっかりとした対応をとるべく職員をしっかりと、また督励もしているということでございます。本当にこの部分につきましては、深くおわびを申し上げ、二度とこのような事案が発生しないような体制づくりもしていくようにということで命じているところであります。

詳細につきましては、担当部より説明いたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 和解及び損害賠償の詳細と福祉行政の運営について、市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、本件につきましての経緯から順次申し上げます。当人の申し立ての概要として、身体障害者手帳を受け取った平成6年から何度となく市の窓口に出向き、特別障害者手当の申請について相談を行ってききましたが、2カ所以上の障害がなければ対象にならないからと手続をしてもらえなかったものであります。平成18年3月に最後と思って申請を相談したところ、対象になるということで、平成18年4月から特別障害者手当の受給が開始されたものであります。このため、平成6年に申請が適切に受理されていれば、その時点から受給できていたはずであるというものでございます。

このことから、申し立てについて調査した結果、

平成6年当時に作成された医師の診断書のコピーが存在し、現在まで障害の程度に変更はなく、特別障害者手当受給要件を満たすことは間違いのないものであります。この診断書が身体障害者手帳の交付申請に使用されたものであると思われます。申請者が申請に訪れた証明ができないとしても、身体障害者手帳の交付が行われており、この時点もしくは身体障害者手帳交付申請の過程において特別障害者手当に該当することに気づき、手当申請のアドバイスを行うべき責任はあったと思われるものです。市として手当申請についての説明責任があること、また申請者が裁判を望まないことから、弁護士とも相談し、係争前の和解によることが最善と判断し、和解金による解決を行うこととしたものであります。

以上であります。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） それで、内容についてはわかりました。いずれにいたしましても、先ほど私が言いましたように、あってはならない事案なわけであります。そういう中で大事なものは、これからの行政の中に今回のこういうふうな事態を二度と招かないと、このことがより大事だろうというふうに思うわけであります。

そこでお聞きをしたいのは、具体的な他の部分を含めて、市民のそういう申請にかかわる部分、相談にかかわる部分等々含めて、具体的な再発防止策を検討していると思いますので、お示しを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これらの事案につきましてのこれからの対応につきましては、担当部より答弁いたしますけれども、こういうふうな事案、相談に来たときに、その立場になって職員、窓口が対応する、そういうふうな姿勢をやはり常に持たなければいけない。つまり私がよくお話をさせて

いただいておりますけれども、市民目線というふうなこと、これがやはり大切であったと。これは、平成6年からの事案でございましたけれども、今後こういうふうな事案が起こらないように、やはり相談した際には市民目線、窓口でも相談を受けているそれぞれの担当の者でも、市民目線を常に忘れず、そしてわかりやすい説明をしっかりとしなければいけない。そしてまた、その相談を受けた際も、1人ではなく複数の担当の者たちがよく検討をすると、そういう姿勢を持たなければいけないというふうなことは、この事案が発生してから私は職員に常に話をさせていただいているところであります。

対応につきましては、担当から説明いたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 今回のようなケースが二度と起きないように、現在はすべての申請を受け付け、複数の職員により検討、確認をしたうえで、その結果を通知するというシステムを確立し、再発防止に努めておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 最後になりますが、実はこの事案について私も家族の中で経験をしてくている一人であります。亡くなった妻が障害者になりました、その療養等々の中で経験したのは、私もそれに現実に遭遇するまでは、こういう部分については無知でありました。周りが、それぞれの関係機関に相談室というところがありまして、その中で出前で相談、何でも相談してくれと、こういうふうなことでいろんなお世話になったわけで勉強になりました。そういう経験等も含めて私は、行政の中で、先ほどの市長答弁にありましたから、そういう点について意を体して頑張っただけのものと、このようには理解をするわけでありますが、2つの点について要望しながら今後の検討

をしていただきたいと思います。

1つは、今市長なり部長からもお話がありましたが、他の市民と直接対応する部署も含めて、その具体的なマニュアルを私はつくっておく、そしてそれによって職員が対応する、そしてまたマニュアルどおりやっているのかどうかを組織の中でチェックをする、こういう点でマニュアル化を検討していくということをひとつお願いしたいと思います。もう一つには、市のホームページ、市長は以前にホームページをリニューアルしたと。確かにリニューアルされております。他の行政機関のところ等々を見ると、例えば行政サービスというところにアクセスをすると、そこの中でいろんな申請の部分とかについて、サービスとしていろいろホームページの中に掲載をしている部分があります。そういう面では、このホームページの内容についても市民はわかりやすい、そしてまた検索しやすい、こういうふうなことについてもあわせて検討をしていただきたいと思います。そういう点について要望しながら、見解があれば最後お聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 窓口でのマニュアル化の部分、これはそれぞれの担当でしっかりと取り組んでいるはずでございます。そういうところでのチェックをしていくというふうなことは、受け付けの際では、その流れになっていると、私はこういうふうに認識をしておりますし、この事案につきましては、窓口で相談を受けなかった、もう1回目ですら完全にだめというふうな対応の仕方、やはりここは自分の家族であったらどうなのか。ちょっと私この事案が発生したときには、しかったわけでございます。自分の家族だったら、その立場になって考えてみると、こういうふうな事案をどういうふうに処理していくのかという私は問いかけをいたしました。それで、ことしの3月にこの事

案が判明したわけでございます、その後の対応、かなり相手方の気持ちもでございます。うちのほうとしても公金で、非常に残念な形で支出をするわけでございますので、法的にどうなのかというふうなことでさまざま検討を加え、相手方と協議をして今の時期になったわけでございますけれども、そういうふうな部分で、やはり市民目線というふうなことは常に持ち得べき姿勢であるということをおっしゃる職員を督励していきたいと、このように思います。

また、ホームページの内容につきましては、リニューアルをいたしました。その場面で、まずトップページの中で「ライフイベント」、そのところをクリックしていきますと、例えば出産の場面、赤ちゃんのマークが出ています。そこをクリックしていきますと、出産についてのさまざまな制度、そしてまた相談窓口、またごみの部分、ごみのところをクリックしていきますと、そういうふうな形でかなり改善をしてきていると思います。これも今後、目時議員もホームページも、ブログもお持ちでございますので、そういうふうな部分でもっともっとよくいい場面、こういうふうな形でご提案をいただければ、検討させていただきたいと。

しかしながら、ホームページは非常に利用度が高く、県内でも有数のホームページでございます。私もちょっと自信を持っておりますけれども、その部分でまだ市民の皆様方にとって利用しづらいところがあるならば、これは改善をしなければいけない。しかしながら、ライフステージごとにトップページでは、そこに入り込めるような体制をとっているということをご理解をいただきたいと思います、このように思います。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、21番中村正志議員。

○21番（中村正志） 目時議員と重複しますので、

本事案の経過あるいは再発防止につきましては割愛をさせていただきたいと思えます。

このような事例も含めまして、福祉関係におきましては支給要件に合致するとか、合致しないとかというふうな場面が大変多いかと思うのです。今回このような事例が判明して、その他の福祉関係のこのような支給要件に見合う、見合わない、いろいろあると思うのですが、それらについて見直し作業を行ったのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思えます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） その他の事例について見直し作業を行ったかということでございますけれども、先に述べましたように、再発防止のためのシステムによって事務を進めていることから、今回のようなケースはないものと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） ないものと思っておりますが、でもやはり私はこのようなことが起きたのを踏まえまして、そういうふうな作業も必要かと思えます。再発防止も含めて、その点も今後検討をしていただきたいという程度に述べておきたいと思えます。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 私も目時議員とダブるのでありますが、経過をお聞きいたしまして、2カ所以上の障害がなければ対象にならないということで却下されたということでもあります。ここの経過について、もうちょっと詳しくお聞きしたいのですが、今回の場合1人で対応されてこういうふうになったのかどうか。それと、当時のそれこそ申請を受け付けるその職員の教育の中に、2つ以上の障害がないとだめだというふうなことで何か徹底

されていたものかどうか。この2カ所以上の障害がなければというのは、その職員が1人で判断したわけではないと思うのです。やはりその職場でそれなりの指示をだれかから受けて、そういうふうに伝えたのではないかなというふうに思いますので、そここのところの判断基準は職場できちっと2カ所以上の障害がなければだめだということで意思統一されていたという事実があったのかどうかというのを詳しく知りたいなというふうに思います。

そして、先ほど中村議員は、今後こういうことがないようにいろんな見直しをするべきだという観点で聞きましたが、私の場合は、例えばこの平成6年当時、2つ以上の障害がなければだめだということで申請を受け付けなかったという事実があったわけですから、当然同じような方がいて却下された方もいたというふうに考えても不思議ではないなというふうに思いますから、それこそ当時の追跡をして、過去の却下した申請書をもう一回見直しをして、その中にこういう形で不適切な対応がなかったのかどうか、そこら辺の見直しをぜひしてもらいたいと思うのですが、そここのところの考え方があるかどうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 特別障害者手当についてご説明いたします。

特別障害者手当は、障害程度認定基準により判断されることとなりますが、基本的には認定基準となる項目が2個以上該当することがその条件となります。例えば両眼視力の和が0.04以下、両耳の聴力が100デシベル以上、両上肢の全指欠損、両下肢足関節以上欠損等7種類の障害の組み合わせや、さらに別項目の障害があった場合にも該当することとなります。

さらには、さきに述べました認定基準の程度に

加え、本人に残されている腕力、脚力等の機能、能力について点数化したものを考慮して最終的な判断とする場合もあります。

このたびの錯誤については、2個以上の障害がなければ該当しないと認定基準だけにこだわったことから、ほかの認定基準を見落としたものとしか考えられないものであります。ただし、これについても受け付けした担当者、または上司と相談しているかとは思いますが、その辺の確認は、ちょっととれないところでございます。

それで、平成6年当時から見ていて同じような方がいるのではないかとということでございますけれども、今回の場合はたまたま判定に使用したコピーが残っていたということが一番の条件でございましたので、その平成6年当時から同じようなことが起こっているのではないかとすることは、ちょっと今判断つきかねるところでございます。

それから、あと先ほども何回か申し上げておりましたけれども、今回のようなケースが起きないように、複数の職員でもってまた確認しながら通知するというのもってシステムを開発していきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 経過の中では、当然上司に相談したけれども、やはり却下されたというふうな形であるということは、それなりに集団的に検討したけれども、採用されなかったということになりますので、やっぱり今後の防止策として、その当時の認定基準でしたか、2つ以上の障害がなければだめだというのだけが先行した対応に、また集団討議もそこに落ちついてしまったというところを考えるならば、そのところの対応が、今後コンピューター化されるから、なくなるというふうなことになるのかどうか。やはり職員教育というか、そこら辺も不足していた面があったのでは

ないかなというふうに思いますので、そのところ、結局上司に相談しても却下されたということになれば、職員教育がやはり十分でなかったのかなというふうにも思いますので、そのところをどのようにお考えかということですが。

それと、当時申請したのでも同じようなケースがなかったかということに関しては、十分調査していないというふうな答弁でありますので、今後調査してもらいたいと思うのですが、その考えをお聞きしたいと思います。ぜひはっきり調査して、もうなかったよというふうな答弁をもらいたいと思うのです。もしこれ以外にもあったとしたら、本当に今市長が言ったように、市民の目線に対応というレベルが全然違ってきますので、もう一度全部今まで却下された申請書を見直ししてもらいたいと思うのですが、お考えをお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず1点目の職員教育の部分、先ほど来お話をしている、その目線を忘れないようにということは常に話をしていきますし、また職員も私もくどいほど話をしておりますので、理解が深まっていると、このように思います。

さらに、すべての申請を今受け付けて、該当する、該当しないの判断前に、まず申請を受け付けなさいというふうなことで、申請を受け付けて複数の職員の検討の中でその結果を通知していくというシステムにも切りかえたということでございますので、ご理解をいただければなど。

あつてはならない事案だということで今後しっかりとした対応をとっていきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。2番澤藤一雄議員。

○2番(澤藤一雄) 随分議論されましたので、今般の事案のことは申し上げませんが、実はけさ8時半に私のところに電話がありまして、「役所に行ってきたけれども、よくわからないから、身体障害者に該当するかしらないか」という電話がありました。がん患者です。そして、部位は申しませんが、「切除したのか」と言ったら、切除できない状態だと、行ってきたのだけれどもわからなかったと、役所に相談したけれどもわからなかったと。こういう場合、長期入院をされた方で、当然収入も絶えているわけで、非常にこういう事案というのは複合的な要素を含んでいるわけです。単に身体障害者の該当、非該当の話だけではなくて、生活保護も該当しないのかというような、そういう複合的な要素を持って役所に相談に来るわけです。私これまでも随分こういう関連の質疑をさせていただきまして、その都度答弁をいただいています。だけれども、また今のような事案が出て、そしてまたけさこういう電話をいただいて、今もいろいろ答弁がございました。だけれども、これは人事配置の、特に分庁舎部分ではもっと核になるきちんとした判断のできる、あるいはそのチームで相談できる、そういう体制を、特に分庁舎の場合にはすぐ結論を出して返事をしてしまうのではなくて、もっとその人が抱えているその問題点を掘り下げていって、ああしなければ、こうすればというようなアドバイス、民生委員も含めて、そういう複合的ないろいろな問題抱えた方がいっぱいいますので、相談に行ったときに該当になりませんというような返し方だけでなく、もっと適切な対応ができるような体制をぜひつくっていただきたいとお願いをしておきます。

何か市長あれば、答弁。

○議長(村中徹也) 私は質疑ありませんかと聞きました。質疑ですか、要望ですか。

(「要望です」の声あり)

○議長(村中徹也) これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番(新谷泰造) 認定の手續について、いま一つわからないのでお聞きいたしますけれども、最初的时候には、2カ所の部分という形で平成6年的时候には却下して、そのときと同じ診断書によって、平成18年に認めた理由がちょっとはっきりわからないので、そこを説明お願いいたします。

○議長(村中徹也) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(鴨澤信幸) 2カ所の判断基準ということがありましたけれども、その中で見落としていたのが日常生活動作というところがあるのですけれども、その点数化するところを見落としていたものと思われまして。ですから、当初7カ所の障害があるのですけれども、その7カ所の複数、重複というだけしか頭が回っていかなかったのかなど。それで、1カ所の障害があって、さらに日常生活動作というのの点数をつけたものでもって重複ということで該当になるということになりますので、その辺が見落とされたのではないかと考えられます。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 3番。

○3番(新谷泰造) そうすると、1カ所の評価でもダブルカウントされるということなのですか、今の認定の仕方というのは。

○議長(村中徹也) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(鴨澤信幸) 先ほどお話ししました7カ所の障害というのがあるのですけれども、そのうちの1カ所と、もしくは先ほど言いました日常生活動作の点数が超えている場合については、それで2カ所と判断するというところでございます。ですから、先ほど話ししました7つの障害が重複する場合もありますし、その7つの障害と

日常生活動作が重複する場合もあるということでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） そうすれば、今回の場合は、その最後のほうの日常生活動作の件の認定を怠ったということによろしいのですか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 今考えられるところは、そこでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第62号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため午後1時20分まで暫時休憩いたします。

午後 零時15分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号

○議長（村中徹也） 次は、日程第12 議案第63号 下北地域広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。21番中村正志議員。

○21番（中村正志） 議案第63号につきまして質疑をさせていただきます。

下北地域広域行政事務組合の所管でありますので、わかる範囲、あるいは相談されている範囲で構いませんので、答弁をお願いいたします。

まず、今回このしもきた療育園を民間移譲することになったこれまでの経過といたしましうか、経緯についてご説明を願いたいと思います。

また、現時点で移譲先がわかっているのであれば、それもお願いしたいと思います。

加えまして、結構たくさんの職員の方がこの施設には勤められておりますが、この職員の処遇、また建物のほう、相当老朽化していると思いますので、その整備計画についてもあわせてお聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） しもきた療育園のお尋ねでございますので、市としてのかかわりの部分の中でお話をさせていただきたい、このように思います。

しもきた療育園は、昭和55年に知的障害者更生施設として開設をされたところであります。もう既に30年経過し、施設の老朽化に伴いまして改修、改築計画、検討してきたところでありますが、構成市町村の非常に財政難、むつ市もそうでございますけれども、構成市町村の財政事情が非常に厳しくて、さらに行財政改革検討委員会でも組織、機構の見直しを含めて検討してきた経緯がございます。さらに、平成18年4月に施行されました障害者自立支援法によりまして、平成23年度、新体系への移行、これが本格的実施までにハード面、ソフト面でも早急な対策が必要ということになりました。こういうふうな状況の中で、はまゆり学園も直営しているわけでございますけれども、しもきた療育園、そしてまたはまゆり学園、これにつきまして、運営の検討を重ねてきたところであります。はまゆり学園のほうは、県立むつ養護学校が向かいにありますので、その部分で児童施設

としてそれなりの役割を果たしておりますし、また隣接しているというふうな利便性、そういうふうなものもございます。

一方、しもきた療育園、この部分におきましては、現在満床状態であると、非常に利用者が多くあるというふうなことで、しもきた療育園は民間に移譲し、そしてまたはまゆり学園はまず利用者が半分程度ということで、この部分はなかなか民間に移譲しても、さまざまな部分で障害が出てくる可能性があるというふうなことで、しもきた療育園のほうを民間に移譲しよう。これは、下北地域広域行政事務組合の長期計画、さまざまな計画の中で、また議会のほうでも答弁をさせていただいた経緯があるところであります。そういう意味で、しもきた療育園の経年劣化ということ、それから利用者の安全性を高めるということをまず先に喫緊の課題として取り組みまして、その結果さまざまな方面から検討した結果、しもきた療育園を民間移譲することによって、各構成市町村の負担が軽減されるというふうな結論に至ったところであります。

そういうふうな経緯を経まして、しもきた療育園を民間移譲にするという条例の改正、規約の変更ということで上程をさせていただいたところであります。

移譲先につきましては、下北地域広域行政事務組合のほうでの選定委員、各市町村の担当課長等々も入りまして、そしてまた利用者等の代表の方、ご父兄の方々、さまざまな形で幅広い選定委員会を設定いたしまして、選定に向けていきたいと、このように思っているところであります。

12月には、何とか年内に移譲先を決定させていただいて、そして来年の4月1日から民間によりましてしもきた療育園の運営というふうにしていきたいと、このような考えでおるところであります。

また、職員の処遇につきましては、その部分は

下北地域広域行政事務組合のほうの管轄になりますので、答弁は差し控えさせていただきたいのですけれども、なるべくその部分においては配慮をした配置がなされるものであるというふうな認識を持っておるところであります。

また、この施設の整備、今前段でお話ししましたように、消防のスプリンクラーだとか、それから消火栓等々で利用者の安全の面から非常に心配な部分がありますので、そういうふうな部分、それから電気部分も、利用者がまだ施設の中に入っている中での改修工事ということになりますので、その部分は十分配慮した形で工事を安全の中で、そしてまた利用者に迷惑のかからないようにすべく命じているところでありますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第63号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第64号

○議長（村中徹也） 次は、日程第13 議案第64号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第65号

○議長（村中徹也） 次は、日程第14 議案第65号市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第65号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第66号

○議長（村中徹也） 次は、日程第15 議案第66号人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第66号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号

○議長（村中徹也） 次は、日程第16 議案第67号平成21年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、2番澤藤一雄議員。

○2番（澤藤一雄） 何点か質疑をさせていただきます。

まず11ページ、3款6目の15節工事請負費1,223万円でございますが、これ市立保育所の遊具の設置事業ですけれども、この遊具の設置の施設の箇所と台数、これは新設なのか更新なのか、まずお尋ねをいたします。

次は13ページ、2目の畜産振興費の下北地域土壤条件不利地域畜産的活用整備事業についての内容をご説明をお願いします。

それから14ページ、3目の観光費、薬研観光案内板整備事業の内容についてお知らせいただきたいと思います。

それから、同じく6目の産業振興費の地域企業連携強化事業費、この内容についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 遊具の設置場所と数とはということでございますけれども、設置場所につきましては、新町保育所、横迎町保育所及び緑町保育所で各1基ずつの設置となります。

また、新規が取りかえかということでございますけれども、各保育所とも取りかえでございます

が、新町保育所につきましては、5基の遊具を撤去いたしまして、それから横迎町保育所並びに緑町保育所につきましては、各1基を撤去し、新たなものを1基ずつ設置するというところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） お尋ねの2点目の下北地域土壤条件不利地域畜産的活用整備事業についてご説明申し上げます。

下北地域は、その他土壤条件不利地域に該当して、飼料作物の増産には条件が厳しいことから、国の委託を受けてむつ地区の現状を調査し、飼料生産や飼料作物の品種、地形状況に応じた整備手法の検討を行い、畜産の発展方向と調和のとれた整備構想を策定し、事業の推進により畜産の活性化を図るため調査を行うものであります。

調査内容としては、むつ地区の草地にかかわる畜産農家66戸を対象に、土地利用の状況、経営状況、飼料自給率の状況等のアンケートによる農家意向調査及びむつ地区において過去10年間に雨水が起因となった災害発生状況の日時、原因、災害規模、復旧方法等の災害発生状況調査を行うこととしております。

次に、地域企業連携強化事業の取り組みについてでございます。地域企業連携強化事業の取り組みについてであります。市では「産業振興の芽出しを促し、雇用の前進を確実に」をテーマに掲げ、下北・むつ市経済産業会議を立ち上げ、その成果を昨年11月に取りまとめしております。その取り組み方針、方策を基本に電力事業会社と地元企業との連携を市がバックアップする体制を組織化し、資機材の受発注を初め、地元企業でできる範囲の拡大に関係団体と共同して取り組み、むつ下北地域でのエネルギー関連事業者との情報共有、技術向上、人材育成の組織化を図るため協議

会を立ち上げ、対応することしております。

また、現在エネルギー産業との地域連携に関するアンケート調査を実施し、エネルギー産業参入への方向性を見出すための取り組みのほか、本市の地域の特性や優位性にマッチする対象企業を絞ったトップセールスによる企業訪問等に取り組むための事業内容となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（柳谷正尚） お尋ねの3点目、観光費にかかわるお尋ねにお答え申し上げます。

本補正案に計上されました薬研観光案内板整備事業費は、昭和63年度に設置いたしました案内板5基のうち、色あせ、支柱の腐食、一部内容変更の生じている湯坂下と小目名地区に設置しております2基の看板を取りかえるものでございます。この事業は、青森県創意と工夫が光る元気なあおもりづくり事業費補助金、2分の1補助になりますが、を活用するものです。

以上です。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） まず、保育所の遊具の件でございますけれども、旧むつ市内3カ所の保育所ということでございます。新設のところもあれば、5基を取り壊して1基を設置する、そして1基を取り壊して1基をつけるというような、この中身は、かつてついていた遊具を取りかえるというような、同じようなものにかえるのか、全く違うものになるのか。そして、このほかにもいろいろ施設があるかと思うのですけれども、どうやってこの3施設にしたのか。遊具の安全性とか老朽化の度合いとか、そうしたものを勘案して、安全性に問題がある部分を取り壊して設置するのかという点について、再度お尋ねをいたしたいと思います。

それから、畜産の関係でございますけれども、

現在の畜産農家の66戸を対象にした調査をするのだと、そして農地の有効活用といいますが、そうしたことを目指しているいろいろな計画を立てていくというようなことではございました。対象が畜産農家だけというようなことで、この畜産農家の育成といいますが、もっと下北地域の特性といいますが、休耕田等に随分牧草を植えた経緯があるのですけれども、そうしたものは対象にしていかないのか、そして畜産農家66戸の範囲の中で支援していくというふうな方向なのか、もっと拡大して畜産の多様化、多角化というようなものも考えているのか、この辺についてご答弁をお願いします。

それから、地域企業連携強化事業費についてでございますが、これは市長の肝いりの非常に将来を見据えたといいますが、そういう産業の芽出しを目指していくというふうな部分では評価に値するなど、このように思っていますので、これはますます力を入れてやっていただきたいなと、こう思うところでございます。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 畜産のほうの部分だけ答弁をさせていただきますけれども、これはこのむつ地区の、むつ市の畜産の方向性、発展の方向性、これをまず探らなければいけない。そして、その調和をとるための整備構想、これらもこれから考えていかなければいけないだろうと。そのためのバックデータ、これがやはり必要でございます。そのための補正予算でございます。調査も当然、畜産をどうすれば活性化することができるのか、青森県内、カロリーベースで118%の食の自給率があるわけなのですけれども、畜産の部分が非常にまだ、たしか20%を切るかそのくらいだと思うのです。また、むつ市もやはりそういうふうな部分がありますので、畜産にしっかり目を向けた形の中で活性化していかなければいけないだろう

と。そのバックデータをとるための調査でございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） どのような施設をつけるかということではございますけれども、撤去する分では新町保育所の場合、5基の撤去ということでございまして、その5基に相当する複合型の遊具ということで1基を設置します。それから、横迎町保育所につきましては、今あるボール型といいますが、球形のジャングルジム、それを撤去いたしまして、標準型のジャングルジムの1基設置いたします。それから、緑町保育所につきましては、同じく球形のジャングルジムがあるのですけれども、それを撤去いたしまして、恐竜型のジャングルジムといいますが、ステゴザウルスのような形をしたジャングルジムの1基設置することではございます。

それから、遊具の点検等を実施いたしまして、腐食とかさまざま毎年やっているのですけれども、それにあわせて、あと設置スペースを勘案して、今回は3基を設置するというようにいたしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 畜産にかかわる調査事業について補足説明させていただきます。

この事業は先ほど市長が述べられましたとおり、むつ市の中の、まず第1番目にむつ地区のその方向を探るということの事業でございます。これは国が計画を、構想を策定することになってございます。むつ市に委託されましたほか、青森県のほうにも別な項目で委託がなされておりまして、その中では議員ご指摘の転作田の活用でありますとか、全県的な方向の中でのむつ市というところから報告がまとまるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、4番目時睦男議員。

○4番（目時睦男） 何点かお尋ねさせていただきたいと思います。

まず最初は、歳出の第2款第1項14目から15目にかけての大畑、川内・脇野沢の公共施設一般廃棄物収集運搬委託料についてお伺いをしたいと思います。この補正予算については、分庁舎とか公民館、学校、診療所等の公共施設、市の施設から出る一般廃棄物の収集運搬を委託料として計上していると、こういう理解をしているわけですが、実は一般廃棄物全体の部分については、合併以前にそれぞれの旧市町村の実態が異なる状況から、合併時点で、合併協議の中である議論された事案であるという理解をしているわけですが、そういう中で、最終的に合併協定書で、これにかかわる部分については、以下の文言で整理をされているということで、紹介しますと、収集体制及び収集方式並びに収集頻度などについては廃棄物減量等推進審議会に諮り、合併後3年以内をめどに調整する、このようになっているという理解をしているわけですが、したがってこれにかかわる部分での審議会での議論経過と、審議会というのは、先ほど言いました廃棄物減量等推進審議会での議論経過をお知らせ願いたい。

それと、この時期というのは年度中途にこのような形で補正予算を盛りざるを得なかった理由、これについてお聞きをいたします。

2つ目は、今回の補正によって当初予算のじん芥処理費を盛っているわけですが、この公共施設等から出る一般廃棄物についても、当初のじん芥処理費の予算の中に組み込まれているという理解をしております。したがって、今回離すような形での予算措置であります。ということによ

って、当初のじん芥処理費が、私が理解するのは減額となると思うのでありますが、幾ら減額になるのか、この辺について、検討経過等についてお聞きをしたいと思います。

2つ目は、歳出第6款の第4項2目であります。先ほどの議案第52号の条例制定とも関連する予算であります。この予算については関根浜漁協、大畑町漁協の沿岸漁業振興基金の積立金であります。この部分については、報道によりますと、市は匿名にしているようでありますが、これは使用済み核燃料中間貯蔵施設をめぐって本市と東通村の6漁協に対して漁業振興の協力資金という名目で東京電力と日本原子力発電が東通村と合わせて16億8,000万円の寄附を匿名で申し出ているという理解をしているわけですが、その内訳として、計上しておりますように、関根浜漁協に2億円、大畑町漁協に2億5,000万円の積立金というようなことあります。報道によりますと、大畑については、この用途について2010年、来年から漁船の上架施設、漁網洗浄施設という報道がされているわけですが、お伺いしたいのは、市のほうから匿名を希望したのかどうか、そして用途については具体的に先ほど言った報道があるわけですが、市としての用途の内容についてお聞きをしたいと思います。

3点目は、歳出第10款5項3目であります。これは、大畑学校給食センターのボイラーを改修するという予算であります。実はボイラーだけではなくて、この給食センターの本体も含めて施設全体が老朽化をしていると、こういうふうなことから、合併時に改築を引き継ぎされている事案であります。そしてまた、本市の今年度末までの扱いになっておりますが、過疎法によって、過疎計画にも給食センターの改築が計画されておったわけあります。そこで、今回はそういう中におきながら、ボイラーは使用にたえないということか

ら、抜き出しをしてボイラーだけを改修するのか
など、このようなことで理解をしているわけであ
りますが、お伺いしたいのは、改修後のこのボイ
ラー、多額の経費を投入するわけで、本体の学校
給食センターの建物を改築をする際には、このボ
イラーは移設をするというふうな計画なのかどう
か、この辺についてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 漁業振興のために4.5億円
のご寄附、それは市から匿名を希望したのかとい
うふうなお尋ねでございましたけれども、市から
は匿名を希望したわけではございません。あくま
でもご寄附をされるほうから匿名をお願いしたい
というふうなことでございますので、その部分で
ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（河野健二） 一般廃棄物収集運搬
業務委託料についてお答えをいたします。

川内、脇野沢地区及び大畑地区の公共施設一般
廃棄物収集運搬委託料につきましては、同様の趣
旨でございますので、一括してお答えをいたしま
す。

川内、脇野沢、大畑地区の庁舎、学校、公民館
等の公共施設の一般廃棄物は、これまで家庭から
排出される一般廃棄物として分離して収集運搬す
ることとしたものであります。廃棄物の処理及び
清掃に関する法律により、事業系のごみは事業者
自らが処理することとなり、旧むつ市地区
では既に実施済みでございますが、旧3町村は未
実施であったため、民間業者に改善を促す側とし
て公共施設の収集運搬について、できるだけ速や
かに改正すべきとの考えから、来年度からの実施
を予定しておりましたが、これを繰り上げて、年
度途中でございますが、10月から実施することと
いたしました。

川内、脇野沢地区を1地区として計上いたしま
したのは、アックス・グリーンまでの運搬経路が
重複することから、一つの作業工程として計上い
たしました。それから、大畑地区はもう一つの作
業工程になります。

それから、脇野沢と2地区を合わせた収集する
公共施設は17カ所、大畑地区は12カ所となってお
ります。

それから、先ほど病院等も含むようなお話をさ
れましたが、病院は下北医療センターの所管であ
りますので、含みません。

それから、消防も下北地域広域行政事務組合の
所管でありますので、含まないということござ
います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 目時議員のお尋ねの中に
合併協議会の中で廃棄物減量等推進審議会で、ど
のような経過、会議の過程があったのかという部
分と、それから公共施設のごみの部分について、
一般収集してありますごみの委託料が減額になるか
という2点のお尋ねがあったと思いますけれど
も、その部分についてお答えいたします。

まず1点目の合併協議会の中での協議でござい
ますが、厳密に今提案されています2款の部分と
は若干性質は異にしたいと思いますけれども、関連
があると思いますので、お尋ねにお答えいたしま
す。

この審議会においては、5回ほど審議を重ねて
おりまして、その内容としては、「1つの市にお
いて4つの体制があることは住民サービスの面か
ら公平性を欠くものである」ということでござ
います。「住民の目線に立ち、市民の目線に立っ
て、むつ市全地区の統一に向けたごみ出しのルー
ルや収集体制について質疑を重ねた」と。「統一
に向けた大きな課題としては、資源ごみについて

はむつ地区で集団回収、ほかの3地区ではステーション収集等と異なっていること。また、粗大ごみについては、4地区でサイズや料金等が異なっていることなどを挙げます」と。「これらについて、各地区の意見や要望をもとに、統一された体制へ向けて公平性を重視して質疑いたしました」という答申をいただいております。

その次のじん芥処理費の減額でございますけれども、今回の事案について関係課と協議を重ねて、その内容を把握いたしました。その内容に基づいて、現在その委託料について精査を行っているという段階でございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 漁業振興基金積立金の用途についてご説明申し上げます。

本補正予算でご審議をいただいております大畑地区、関根浜地区の各漁業振興基金に積み立てられる金額で計画しております事業内容につきましては、大畑地区では漁船上架施設、漁網洗浄施設、サケマス増殖施設の整備を計画しており、関根浜地区では製氷施設整備、荷捌施設改修、昆布倉庫改修、冷却殺菌装置及び蓄養水槽整備について計画しております。

また、この計画しております事業につきましては、漁協の意向、要望に沿った形で実施したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 学校給食費についてお答えいたします。

まず、大畑学校給食センターに設置してある蒸気式ボイラー2基ですけれども、このうち1基が故障し、修理が不可能というふうなことで今回改修、取りかえるという予算を計上させていただきました。先ほど議員からご指摘のとおり、学校給食センターについては建て替えてほしいという

要望が出されておりました、それについては教育委員会でも十分承知しております。せんだってでも議会で答弁させていただきましたけれども、現在学校の耐震化というふうなこと、そしてまた学校の校舎の改築という形で教育予算のほうはかなり厳しい状況になってございまして、それを待ってからの一応計画というふうなことになってはいかがでしょうかと思います。

その際に、このボイラー、設置したボイラーを使用できるのかというふうなことにつきまして、まだその建設計画自体ができ上がっておりませんので、使えるかどうかということは、今後検討させていただくこととなりますけれども、使えるのであれば、引き続き使用していく方向で検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 順序を追って再質疑いたします。

まずごみ処理の関係であります。私は、どうも理解できない。先ほど部長等から、川内庁舎所長の説明等も含めて、ごみ処理の関係について、廃棄物減量等推進審議会、この議論をした中で、言ってみれば年度の中途から実施をすると。先ほどの説明で当初は、今年度のスタートの時点では、来年度から実施をする予定であったと。それが今年度の中途からという、私はここを理解できないのです。私が聞いているのは、理由を聞きたいということで先ほど言っていますから、的確に再度お聞きをしたいと思っております。

それに、先ほどの答弁漏れであります、議長。当初のじん芥処理費、幾ら減額になるのですかと。この私の問いについては答弁していませんから、再度答弁をお願いしたいと思います。

そこで、私は一つのやり方として、行政の効率的な運営をしていくに当たって、このスタイルを

見ますと、家庭ごみ、家庭の一般廃棄物についてはどこかの業者が収集をする、公共施設については、また別な業者が収集に回る、こういうスタイルですね、言ってみると。そこで、財政処理上についてはわかります。事業者の責任においてということで公共的な施設については市が財政負担をしてやっていく、これは当然なことで否定はしていません。ただ、効率的にやるという部分については、家庭廃棄物も含めて、公共施設も一緒に収集をして、経費案分できないのか。これは、会計法、会計処理上の問題もあるかと思いますが、私は可能ではないのかなという見方をしていますから、そういう点について再度お聞きをしたいと思います。

2点目の漁業振興基金積立金、先ほど経済部長の答弁、わかりました。それぞれ先ほども言っていますように、漁業の振興、そういう面で施設の整備という部分については、私は意を注いでいく必要があると思っていますし、この基金、積み立てた基金について、ぜひとも来年度以降早々に施設が整備できるようにお願いをしておきたいと思っています。

3点目、学校給食センター、ボイラーの関係にあります。私は、先ほど教育部長の説明については実態はわかりました。要は、もうボイラー使えなければ、給食ができないわけですから、そういうことについては、事情やむを得ないと思います。ただ、これまで本体の部分、機械器具全体がもう老朽化して、施設だけではなくて、大分もう経過して耐用年数が過ぎているというような状況の施設でありますから、そういうのが反映して、今回のボイラーも、もう使えない状況だと、もう寿命だと思ふのです。そういう面については承知をしながらも、今回これまでの課題である本体の学校給食センターの施設全体、この部分についても、これは言ってみれば有利な過疎債を利用できる計

画でありながらも、私は自主財源の不足があるから、対応できないから、給食センターは改築できないで来ていると、これが現実だろうという理解をしています。そういう中で事情やむを得なくボイラーだけをやるということについては、これはしょうがないと思うのですが、しかし多額の900万円近くの金を投入してボイラーを改築するわけにありますから、近い将来私は、学校給食センターの改築はどうしてもやらざるを得ないという考え方からすると、受ける業者の、施工する業者の方々の協力も得ながら、この大事なボイラーについては、その時点では移設をできるような仕組みの中に鋭意検討していただければと思うのであります。

それと、そういう中で問題惹起されているのは、給食センター全体の施設を改築するという方向について、再度その決意をお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（村中徹也） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（河野健二） まず、年度途中からなぜ急に実施かということでございますが、事業系のごみの収集につきましては、以前から事業者の規模等の問題もありまして、旧むつ市を除く旧3町村では、はっきりとした方向性を示せずにおりました。一部の民間事業所を除いて事業系のごみも家庭系のごみとともに収集運搬しておりました。

今年度、全地区の家庭ごみについて入札制となりまして、他地区の業者と入れかわって収集するようになった地区もありまして、特に事業系ごみの収集運搬に係る取り扱いの違いが課題となりまして、全市同一の取り扱いとするよう改善を急ぐべきとの考えに立ったものでございます。

旧3町村地区とも平成21年度は事業者に、民間事業者のことですが、民間事業者に事情等を説明して周知を図り、平成22年度からの実施を予定し

ておりましたが、民間事業者に改善を促す側として、公共施設のごみの収集運搬についてもできるだけ速やかに改善すべきとの考えから、繰り上げて本年10月から実施することとしたものでございます。

先ほどの一緒に収集してはどうかというような話でしたが、事業系として分離して収集することが必要なわけございまして、ご理解を願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 先ほどのお尋ねの中で答弁漏れがあったということですが、要は一般廃棄物の収集運搬の部分、その部分について減額になるのかというお尋ねだと思います。この契約額の変更における積算の主なものは、人件費、車両の運行費があります。でありますので、それが集積箇所、コースも関連することで、現在その部分を精査中ということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 学校給食費のお尋ねにお答えいたします。

学校給食自体は、子供の安心、安全な給食の提供ということが最大の目的でございます。それで、確かに建物自体は老朽化してございますけれども、中の備品、例えばガスの回転がま4基、これも古くなって、すべて取りかえております。ですから、備品類については順次給食の提供に影響ないように改修させていただいておりますので、それでもっていましばらくお待ちいただいて、本体の部分の改修計画もお待ちいただければというふうに思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 最後、このごみの関係に絞って、私の要望も含めて。というのは、この関係については、私一般質問も通告していますから、そ

の中でも議論させていただきます。ただ、これまでの2度の答弁の中でどうしても私行政運営の中で理解できないのは、来年から予定しておいたのは、随時統一化を図っていくということについては、他の関係も含めてまだ課題があるのです。例えばむつ地区は集団回収をしています。大畑地区は7つかな、8つかな、完全に資源ごみと分別収集をしています。こういう点等についても、まだ市全体の取り扱いが統一化されていないという現実もあるわけです。これら等々も含めて、この3年以内の中で調整等々いろいろ課題がある。その中の一つが今回の公共施設の収集という部分もあったと私なりに理解をしています。そういう中で、どうしても理解できないのは、来年4月から予定しておいたのがことし10月からということで、急遽前倒しをしてやるということについては、行政を運営していく中で理解がちょっと私は納得いかないのです。これは、先ほど言いましたように、一般質問の中でも議論させていただきますので、部長のところでは答弁があればお話を聞きたいと思いますが、そういう点について申し上げておきます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） まず1点目のごみの収集体制を統一できないのではないかとこの部分でございますけれども、方法論は幾らでもありますが、実質的には集団回収、それからステーション、ごみ小屋での回収という2方式でございます。その部分においては統一したと。または資源ごみ、不燃ごみ、それから可燃ごみ及び有害ごみとか瓶、缶とかとありますけれども、その部分についても既に収集回数とかを全地区、また曜日とかも統一してございますので、この辺はご理解願いたいと思います。

2点目のなぜ行政運営として途中でやるのかという部分でございますが、先ほども説明申しまし

たけれども、これを始めたところ、中に公共施設のごみ及び民間事業者のごみもございました、回収する中に。これは、お尋ねの中でご理解したと思いますけれども、そうしますと、今までこのごみ行政の中でやってきた部分が崩れる部分があったと。というのは、既にむつ地区においては公共施設のごみは別途収集を行っている、これも答弁申し上げた部分でございます。

今回なぜそのような形で早急的な形をとったかと申しますと、一般廃棄物の収集の方法については、一般廃棄物処理計画、これ告示してございます。これをやっております。その中で事業者のごみは事業者の自己搬入または委託を受けた許可業者による処分とするところであると。このことは、公共施設も含んでいます。また、当然民間の事業者も含んでいるということがございました。この市の廃棄物収集計画に適合していることがわかったこと。わかりますと、これは当然のごとくして、何らかの対策を打たなくてはいけなかったという部分でございます。それを漫然と平成23年度まで延ばすと、なかなかその部分については議論がたくさんありました。ありましたけれども、やはり今の部分において、せっかく平成22年4月から、先ほど前段申し上げましたけれども、統一するわけでございますので、それはやはりそれにのっとり早目にそこを直すべきだという結論に至ったことが今回のご提案の理由でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、21番中村正志議員。

○21番（中村正志） それでは、補正予算につきまして何点か質疑をさせていただきます。重複する部分もありますが、ちょっと変えながら聞きたいと思えます。

まず総務管理費、今議論になりました公共施設一般廃棄物収集運搬委託料についてでございますが、これが年度の途中からこういうふうになったということは今の説明でわかりました。ならば、この離れた分、例えば春の年度始めの入札の時点では、それを含めたルートでの入札がされていたと思うのですが、その部分を外した部分の経費を今精査しているというふうな理解でいいのでしょうか。これに関連いたしまして、じん芥処理費で委託料がちょうど同じ額だけ400万円減額をされております。これは、今回の公共施設の一般廃棄物収集運搬委託料の分に与えられる分なのかどうか、あわせてそこをお聞きしたいと思います。

次に、障害福祉費につきまして、これは先ほど議案第62号でも議論がありました。この財政の苦しい中、賠償金に一般財源が与えられるというこの事実についてどう思うか、ここをお聞きしたいと思います。

次に生活保護総務費、今回この中で住宅手当緊急特別措置事業費、住宅喪失離職者対策でございますが、むつ市でありますと、なかなかこういうケースが多分ないのではないかと思います。むつ市といたしましては、この対象者は何人くらいを見込んでいるのか。

続きまして、産業振興費でございます。先ほど澤藤議員の質疑の中でもございました。今回この3事業につきましては、すべてが一般財源ということで、非常にむつ市としての意気込みを感じているところでございます。この今回の3事業、先ほど1つの事業についてご説明を伺いましたが、残りの2つの事業についても、その内容についての説明をお願いしたいと思います。

また、加えまして、今回エネルギー関連企業に参入するというところでございまして、これに対して民間といたしましうか、エネルギー関連企業の方々のこの事業に対するサポートみたいなものは

あるのかどうか、また市としてそれを求めていくのかどうか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

最後です。第一川内小学校建設費でございます。今回いろいろな理由から事業着手が遅びて、なおかつ事業費がふえたということでございますが、耐震強化対策にいたしましても、小中一貫校として整備することにいたしましても、これらは今回の事業を計画する前からわかっていたことだと思うのですが、それらをせず今回このような形で途中での計画変更になりました。この点についてはどう考えているのでしょうか。

また、財政がどうしても厳しい状態の中で、当初からある程度想定できることを途中でやったことによって事業費がふえております。その点についてもどのように考えているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、中村議員の産業振興費の部分について、総体的な答弁をさせていただきたいと思います。

この補正予算、これによりまして、私どもとしてやはりさまざまな企業に、私を初め、また議員さん方もトップセールスをしていただくことになりまして、その意識を持たなければいけない。その場面で、ならばむつ市がどういうふうな取り組み方をしているのかと、こういうふうには積極的に地元の企業を一つの提案する場所に集まっていたらいい、そしてさまざまなことを検討しているのだと、こういうふうな今仕組みをつくっているのだと、そういうふうなことをやはりお示しをすることがまた大きなエネルギーにつながってくるわけでございます。決して手をこまねいて見ているわけではございませんよと、我々も積極的に皆様方の事業に参入もしていきたいし、できることは何なのか、また相手方がしてほしいとい

うふうなことは何なのかと、そういう組織をまずつくることによって、我々が熱意を持ってエネルギー産業に参入するという意欲を示す、そういうふうな場面にもつながってくるだろうと、そういう意味が総体的な意味の中で持ち得るものだと、私はそういうふうには思っておりますので、今回の補正を対応させていただきたいと、こういうことでご審議をお願いしているところであります。

具体的には、それぞれの担当部長からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 中村議員の2款及び4款関連の部分において、ごみの一般廃棄物収集運搬委託が影響を受けるということについて、精査という話をしてはいますが、その減額部分でございますけれども、この収集方式においては、人件費、車両費が大きく影響してございますので、今回のこのごみ集積箇所数の減少、この部分答弁申し上げております川内、脇野沢地区では17カ所、それから大畑地区では11カ所の減少が見込まれると。また、民間事業者も含まれておりますので、その分も見込まれますけれども、現在集積箇所数については大畑は240カ所余りありますし、川内、脇野沢については290カ所以上ございますので、その部分の影響を勘案して今精査をしているという段階でございます。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 予算書の12ページ、じん芥処理費のごみ収集運搬事業費の委託料の減額に関連してご説明させていただきます。

予算の性質的な観点から見た場合には、各公共施設から排出される廃棄物の処理に要する経費も廃棄物の処理に要する経費ということになりますが、予算書は議会費、総務費、民生費といったように目的別で調製されております。今回の措置は、じん芥処理費に一般廃棄物収集運搬業務委託料に

執行残がありますことから、同様の性質という点で一般財源を有効に活用するため、その見合い分を減額したものであります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 中村議員の財政の苦しい中、賠償金に一般財源が充てられることについてにお答えいたします。

このたびの特別障害者手当未支給に係る損害賠償につきましては、平成6年からという長い年月、当事者の方に大変ご迷惑をおかけしたものでございます。また、生活に密接な収入となるべく手当の不支給ということから、これ以上当事者の方に負担がかからないこと、できるだけ早期に賠償を行うことを基本として対応させていただいたものでございます。

賠償につきましては、特別障害者手当を平成6年まで遡及して支給できないか、また何年かさかのぼっての支給が無理なのかどうか等々さまざま協議しましたけれども、結論として、一般財源による損害賠償という道しか残されていなかったものであります。せっかく財政が好転の兆しを見せたところでございますけれども、水を差すような事態となりましたことが、さきにも述べましたように、これまでの生活費の賠償であり、市民の不利益にならないような迅速な措置をとりたいということでもありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、住宅手当緊急特別措置事業費についてでございますけれども、住宅手当緊急特別措置事業は、厳しい失業情勢が続いている中、住宅を喪失した離職者の増加がさらに懸念されることから、セーフティーネット支援対策等事業の中の一事業として位置づけ、平成21年10月から実施されるものであります。むつ市としては、何人を見込んであるかのお尋ねであります。補正予算では1

人を見込んでおります。これは、今までの事例を見ますと、職を失い、住むところも失った方は生活保護の申請に至るケースが多く、生活保護と住宅手当は併給できないため、住宅手当緊急特別措置事業に該当する方はほとんどないと思われるためでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 産業振興費にかかわるお尋ねにお答えいたします。澤藤議員に対する答弁と重なる部分もございますが、ご了承をお願いいたします。

市では、「産業振興の芽出しを促し、雇用の前進を確実に」をテーマに掲げ、下北・むつ市経済産業会議を立ち上げ、その成果を昨年11月に取りまとめしております。この取り組み方針、方策を着実に推進していくことから、本年度産業政策課を立ち上げ、本市の産業振興及び雇用機会の拡大を図るため、地域企業連携強化事業及び地域品質向上人材育成事業並びに情報産業インターネット活用検討事業について強力に事業展開をしているところであります。

事業の内容につきましては、まず地域企業連携強化事業であります。現在エネルギー産業との地域連携に関するアンケート調査を実施し、エネルギー産業参入への方向性を見出すための取り組みのほか、本市の地域の特異性や優位性にマッチする対象企業を絞ったトップセールスによる企業訪問等に取り組むための事業内容となっております。

次に、地域品質向上人材育成事業であります。地域の人材育成として、資格取得支援、品質保証のための関係機関と情報交換会を含め、地元企業を支援する事業内容となっております。

次に、情報産業インターネット活用検討事業であります。むつ下北地域は魅力的な資源の宝庫

であります、その情報がなかなか内外に伝わらない状況となっております。このことは、情報基盤が脆弱なこともあります、情報を発信できる人材の育成ができていないことも課題の一つであることから、ITに係る実践的なスキルを習得できるような仕組みを構築するとともに、地域におけるITに精通した人材を育成蓄積し、新たな産業や雇用の創出を目指すための事業内容となっております。

お尋ねの2点目のエネルギー関連産業のサポートでございますが、さきにお答えいたしました3事業へのエネルギー関連企業のサポートはございませんが、引き続き事業者に対して地域振興に寄与する地元企業の受注機会の拡大及び地元雇用の促進、関連企業、研究機関の立地、電源三法交付金等本市の産業基盤の確立に向けた取り組みへの連携についてトップセールスを展開してまいりたいと考えております。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 第一川内小学校の建設費についてお答えいたします。

まず、予算が大幅に増になった、その要因についてご説明いたします。耐震強化対策というふうなことで、当初予算の積算時には既設の川内中学校の基礎くい、それから支持地盤等を参考にして予算を積算してございました。しかし、その後のボーリング調査をした結果、現在の耐震構造指針には適合しないということが判明いたしました。したがって、現在の支持地盤から6メートルを下げたということで大幅な予算の増となっております。これまでは17メートルの支持地盤だったのが23メートルになったということでございます。

もう一つは、設計を進めている中で既設の中学校の改修箇所が増になったことと、むつ市内で初めての併設型の小中一貫校の建設というふうなこ

とで、学校側の意見も十二分に取り入れたいと。といいますのは、先生方が働きやすい学校を建設したいという思いがありました。そのため、先生方の学校側の意向、要望を盛り込んだことによりまして、多目的ホールのあり方とか広さ、それからハイサイドライト等の設置等、こういうのがございまして、事業費が増となっております。予算編成時にもう少し精査すればよかったのかなという思いはありますけれども、そのような理由で何とかご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） ありがとうございます。何点が再質疑させていただきます。

まず、公共施設の廃棄物の収集でございますが、恐らくルートからその分が外されると、多分今の契約より若干の減額の契約になるかと思うのですが、業者さん方は、多分ぎりぎりの状態でやっておると思いますので、ぜひともその点には十分配慮した形での取り組みをお願いしたいと思います。それについて、何か答えることがありましたらお願いします。

生活総務費の住宅手当緊急特別措置事業費であります、むつ市では多分そういう例はないだろうと、もしあったとしても扶助費のほうで対応するということでございますので、そちらのほうはそれをお願いをしたいと思います。

じん芥処理費の減額の400万円についてでございますが、特に今回の公共施設の収集の増額分とは直接は関係ないというふうに考えてもよろしいのですね。わかりました。

産業振興費につきまして、先ほどの答弁であります、エネルギー関連企業のサポートは今の段階ではないということでございますが、やはりこれからは各企業が取り組むに当たっては、関連企業に入っていくための資格の習得だとか、あるいは新しい情報の提供だとか、そういうふうなこと

が必要になってくると思います。多分これが仕掛けの第一弾だと思いますので、第二弾、第三弾でそういうふうな取り組みをぜひしていただきたいというふうに思います。

また、今回のこの仕掛けで、先ほど市長ちらっと話をしておりましたが、参入拡大に向けて手ごたえというのを現時点ではどれくらい持っているのか、それをお聞きしたいと思います。

第一川内小学校につきましては、設計の段階で、もっとというふうなお答えでございましたが、今後いろいろなところがあると思いますので、今回みたいに途中でふえることなく、最初の段階でもっと精査したうえでぜひとも進めていただきたいと思います。

ただ、今回のことによりまして着工がおくれるわけです。完成がおくれるわけです。恐らく地域の方々も、ちょっと落胆しているのではないかと思いますので、そこら辺のフォローといたしましうかが、配慮を今後とも続けていただきたいと思います。

以上、何点かのお尋ねをさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 参入の手ごたえはいかがというふうなお尋ねでございますけれども、その手ごたえを求めるための今補正予算で、さまざまなこちらの熱意を、その熱くなっているところ、こういうふうな体制をつくったのですよということをアピールをする、そういうふうなまず第二弾目になったのではないかなと。まず下北・むつ市経済産業会議が第一弾目でございます。そして、さまざまな関連の事業者、またさまざま各界各層からお集まりをいただいて、あのような形の提言ができたわけでございます。それに向かって第二弾として私たちがこういうふうな形で取り組んでいる、その熱意をこれから各企業、また各団体にお示しをさせていただきます、その手ごたえを、し

っかりしたものをつかんでいくべく努力をしていきたいと、このように思います。

1つには、分析センター、このセンターもそういう意味では、やはり下北・むつ市経済産業会議でのご議論の中で芽生えていって、現実のものになってきたというふうなことでございます。1つずつ着実に手ごたえを求めて施策を展開していきたいと、このように思いますので、その点でご協力とご理解を、また議会のほうからもさまざまな部分でご協力をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 市長から企業側の手ごたえについてお話をいたしました、市では電力事業会社と地域の企業の連携については、バックアップする体制を組織化し、資機材の受発注を初め地元企業でできる範囲の拡大に関係団体と協働して連携促進に取り組むこととしております。

そのバックデータとして、先般エネルギー産業との地域連携に関するアンケート調査を実施しております。この中で、本アンケートの重要なポイントでもありますエネルギー関連産業への参画に関心があるかという問いに対しまして、61.6%の企業が関心ありとしており、希望としては、かなり高いものがあると再認識しているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 着工が2カ月ぐらいおくれるというふうなことで、地元の方には非常にご迷惑をかけて申しわけないと思っておりますけれども、平成23年の2月までには何とか2カ月のずれは生じますけれども、完成をさせたいと。そのような形で地域の方に説明をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 2点ほどお尋ねさせていただきます。

まず、何人が議員も質疑をしているのですが、11ページの廃棄物収集運搬委託料についてです。大体中身はわかりました。それで、ちょっと気になるところが、これは平成20年度の決算書を見ますと、むつ地区公共施設一般廃棄物収集運搬業務委託料、これが旧むつ市の委託料だというふうに思いますが、これが198万4,500円で、これと比べますと、川内のほうが231万円、大畑のほうが169万円ということで、旧むつ市よりもかなりエリアは小さいにしては、金額的にちょっと高いのかなというふうに思いますので、そこのところをちょっとご説明してもらえればなと思います。

それと13ページですが、川内漁協のほうに142万2,000円の補助を出す、荷捌場には241万7,000円の補助金を出すということで、これは何か全体の事業の2分の1で補助を出すようではありますが、私としてはこの2分の1の根拠というのをお聞きしたいと。できれば3分の2とか4分の3の補助はできないものかなと。というのは、東京電力などから関根浜漁協とか大畑町漁協のほうにいろいろ寄附がありまして、向こうのほうはそれなりに事業ができるかなというふうに思う反面、脇野沢漁協とか川内漁協には何も無いわけで、それぞれ自分の努力で一生懸命やっていかなくてはいけないという、これはやっぱり格差ではないかなと思いますので、そこら辺の格差を埋めるような形で市の配慮、これは必要かなというふうに思いますので、こここのところの格差を解消する努力をするべきではないかなというふうに思いますので、そこをお考えをお聞きしたいなと思います。

○議長（村中徹也） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（河野健二） ごみのほうの関係についてお答えを申し上げます。

金額が高いのではないかというご指摘でございますが、ごみはもう量的には多くないわけです。距離でございます、脇野沢から川内を經由してアックス・グリーンまで、大畑も薬研、その他遠いところがございます。この距離で金額が膨らんでいると、こういう内容でございます。あと運転手と作業員2名、この人件費も同じなのですが、距離だにご理解願えればと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 農林水産業費の補助金についてお答え申し上げます。

まず、各種事業について助成を行う場合、補助金として交付するものと交付金として交付するものがございます。補助金は、事業等の公益性及び運営基盤や地場産業の振興が図られ、補助金による効果が市政の発展に寄与することが見込まれることを基本とし、補助金の算定に当たっては、事業の目的、市の財政状況、国・県の制度などを勘案し、補助率が定められております。合併後の市単独の補助事業の基本的な考え方としては、事業主体に責任と主体性並びに自主自立を促す観点から、事業主体にも負担をしていただくことで事業を行っております。

一方、交付金は一定の行政上の必要から交付されるもので、このたびの寄附金にかかわる事業は、関根浜沿岸漁業振興及び大畑町沿岸漁業振興のためにという寄附の申出者の趣意を尊重して地区を特定しており、交付金的性格を持ったものと考えており、事業に要する経費が助成額となります。

水産業の振興は、市の重要な施策の一つであると考えており、このためそれぞれの地区の事情を考慮し、各地区の漁家経営の安定や組合運営の安定、水産資源の増大、漁港等の生産基盤の整備については、格差が生じないよう均衡ある振興を基本に取り組み考えでありますので、ご理解を賜り

たいと存じます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 2点目のほう、補助金という形ではそのように説明があったのですが、ですからやはり市長のお考えを聞きたいです。川内、脇野沢は自分でいろいろ努力しながら工面しなくてはいけないし、またそのように努力している。片や寄附をもらって、いろいろ事業が簡単にできていると。こういう格差を市長としてはどのように考えておられますか。そこをやはり埋める努力を市長としてはするべきでないですか。市長のお考えをお聞きしたい。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 何の格差なのか、ちょっと私は理解できないのですけれども、つまりご寄附をいただいた、その部分で大畑地区、そして関根地区の漁協、本来はむつ市もかなり負担をしなればいけない事業が、この部分でむつ市からの持ち出しの部分でご寄附によって事業が進められるわけでございます。そうしますと、水産の部分において事業を進めていかなければいけないというふうな内海の部分、外海の部分、その外海の部分がある程度ご寄附されることによって、当然その部分に余裕が出てくるわけでございます。その部分できっちりと陸奥湾内の漁協に対する対応ができるということで格差が埋まっていくものだと。ですから、ご寄附をいただいたことによって格差は解消されていくものであるというふうなご理解をしていただければなと。おわかりでしょうか。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 市長のそういう考えはわかりましたけれども、今回のこの補正予算にその考え方の具体化が見えなかったものですから、ちょっとお尋ねさせてもらったのです。ですから、市長が言ったように、本来市が負担するべきものが寄

附によって一定部分余裕が出てきた。その部分をもって、今後2分の1を3分の1とか4分の3とか、そういう形でもっと厚い配慮を今後希望して私の質疑を終わります。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。17番半田義秋議員。

○17番（半田義秋） 12ページの衛生費、自殺対策緊急強化事業費とあります。これは、どだい衛生費に入るのはおかしいので、民生費に入るのではないかなと思うのだけれども、そんなのはどうでもいい。

これは、県から補助金をもらいましたね、32万円、本当にスズメの涙。これに対して青森県は全国でも名高い自殺県です。それで、県ではある程度の、これはてこ入れのつもりで32万円のスズメの涙かと思うのだけれども、どのような対策をしてくれと、そしてむつ市ではどのような事業やるのか、ちょっとそれを詳細にお答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 県から示されましたその事業の内容でございますけれども、5つの事業がございました。その中で年度中途からの事業でございますので、今後できる事業を選択いたしました。それで、普及啓発事業ということで、自殺の防止のための講師を招いて講演会をすると、生き生き健康づくり講演会ということで、ことは開催したいと思っております。その経費といたしまして、県から補助金をいただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（半田義秋） 今講演会の費用で32万円と。市長、この自殺問題は一市町村でできる問題でな

いのです。これは、国・県の大きな問題ですよ。今格差社会で自殺者がかなりふえています。だから、こんなのをやって自殺者が減るとは私は思っていない。やはり国・県で抜本的に対策をしなければいけないと思っています。

自民党の小泉構造改革から格差社会が生まれて、貧富の差が出て、自殺者にもいろいろ理由があるでしょう。いじめ問題、健康問題、金銭問題、それから家庭内の問題と、いろんな理由があるので、1回の講演、これ何回講演やるかわからないけれども、このむつ市は範囲が広いのです。だから、それには何か広報とか、そんなのをやったって無駄だと思うのだけれども、やらないよりはいいと思う。県が主体になってやらなければ、一市町村でできる問題ではないのです。その点、市長どのように思っていますか。三十何万円のあれで自殺者が減ると思っていますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そういうふうな不幸な方を少なくするための形の中でのPRをしていくということで、私ども市としても取り組んでいくと。そして、その取り組みの様子は、さまざまな媒体を通してPRをしていくと、こういうふうな形で進めていきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（半田義秋） 市長、わかりました。こういうことで責任を市町村のほうに任されても困る。これやはり市長も、県知事もみんな覚えているとは思っただけけれども、やはり青森県は自殺者が多いという県ですので、県のほうでは何かしら対策を立てなければだめだということで三十何万円のスズメの涙のほどをよこしたと思っただけけれども、これでは全然解決になるとは思っていないから、恐らく来年度からもこういう対策に対しての金銭要求、補助金の要求を私はしたほうがいいと思います。市長、その辺どうですか、そう思いま

せんか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） できるだけ有効なことで不幸な方が減っていくという事実をしっかりとつくり上げることで、要するにこういうふうな費用をかけるわけでございますので、その効果を上げるべく自治体としては力を尽くしていかなければいけないし、その効果が出ることをお伝えすることによって、県、国の中でもまた一層さまざまな部分での手当てがなされていくものと、このように期待をしております。

○議長（村中徹也） これで半田義秋議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。14番佐々木隆徳議員。

○14番（佐々木隆徳） 半田議員と同じ内容で、たまたま会派が同じということで継続して伺います。

事業内容は伺いましたので、お金をかけるということ、今後の対策もありますけれども、むつ市で発生した、これまでそういった事例が、人数等がありましたら、つかんでいる範囲で結構です。差しさわりなかったらということです。自殺者の内容といえますか、そういったものを具体的に、ここで述べられる範囲で結構です。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） なかなか公の場では人数が何人とかというふうなことをお知らせできないのではないかなと、こういうふうに思います。私自身はそう思っておりますけれども、データは持っているそうですので、その部分で、なるべく本当は控えたいなというふうな思いでございます。とにかく概数だけでお知らせをさせていただきたいと、こう思います。

できるだけそういうふうな不幸な方々が出ないよう、さまざまな部分でPRもしていかなければいけませんし、また経済の底支え、そしてまた福

社の部分、そういうふうな部分で行政として不幸な方の生まれないような形で進めていくというところでご理解をいただきたいと思います。

概数につきましては、担当からお答えします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） ちょっと資料が古いのでございますけれども、平成17年度から平成19年度までの数字をお知らせいたします。

平成17年度、26人、平成18年度、21人、平成19年度18人。あと、平成20年度は、ちょっとまだつかんでおりませんので、ご了承願いたいと思います。

それから、1月から7月までの自殺の関係でございますけれども、7月末現在でもって、本県の実況しかわかりませんが、一応昨年同期と同数の330人という数字が発表されております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（佐々木隆徳） 人数がわからなければいいですか、対応の手だてがない、金のかけ方がないということで、ある程度の思っていた人数であります。今後減少するような手だてなりなんなり、市で検討しなければならないものと思いますので、その点は今後増加しないような形で、またそれに金かけなければならないような形で市としても対応すべきものと思いますが、その点市長、もう一回ご答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） さまざまなご事情があって旅立たれたわけでございますので、市として、行政として何ができるのかという、そういうふうなところはしっかりと対応をとって、不幸な形にならないように全力を挙げていく所存でございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） これで佐々木隆徳議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第67号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

ここで午後3時まで暫時休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（村中徹也） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

議案第68号

○議長（村中徹也） 次は、日程第17 議案第68号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第69号

○議長(村中徹也) 次は、日程第18 議案第69号 平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第70号～議案第80号

○議長(村中徹也) 次は、日程第19 議案第70号 平成20年度むつ市一般会計歳入歳出決算から日程第29 議案第80号 平成20年度むつ市水道事業会計決算までの11件を一括議題といたします。

質疑に入る前に、議案第70号から議案第80号までの平成20年度むつ市各会計決算に対する監査委員の意見を求めます。代表監査委員。

(小川照久代表監査委員登壇)

○代表監査委員(小川照久) 平成20年度むつ市一般会計等歳入歳出決算及び基金の運用状況について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されたむつ市一般会計、むつ市国民健康保険特別会計、むつ市老人保健特別会計、

むつ市後期高齢者医療特別会計、むつ市下水道事業特別会計、むつ市公共用地取得事業特別会計、むつ市介護保険特別会計、むつ市魚市場事業特別会計、むつ市簡易水道事業特別会計及びむつ市用地造成事業会計に係る歳入歳出決算書、附属書類並びに各基金の運用状況を示す書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、財産の管理等についても適正であると認めました。

しかし、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、簡易水道事業特別会計及び用地造成事業会計の5会計が赤字決算となっており、特に一般会計、国民健康保険特別会計及び用地造成事業会計の3会計は、まことに厳しい状況であると言わざるを得ません。

また、各会計とも多額の収入未済額があり、その徴収事務のあり方及び制度のさらなる啓蒙啓発の推進など、解決すべき課題は大きいものと判断いたしております。

次に、平成20年度むつ市水道事業会計決算について、審査の結果を報告いたします。今回審査に付されましたむつ市水道事業会計決算書を初め財務諸表、その他の附属書類は、いずれも関係する証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は地方公営企業法ほか関係法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、経営成績及び財務状態についても適正であると認めました。

審査意見の詳細につきましては、お手元に配布の平成20年度むつ市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書及び平成20年度むつ市水道事業会計決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただきたくお願いを申し上げます。決算審査の報告といたし

ます。

○議長（村中徹也） これでは監査委員の意見を終わります。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案11件のうち議案第70号及び議案第79号に対して質疑の通告がありますので、発言を許可します。

まず、議案第70号について質疑を行います。21番 中村正志議員。

○21番（中村正志） 平成20年度むつ市一般会計歳入歳出決算について質疑をさせていただきます。総括質疑でありますので、なるべく細かくなりたいようにしたいと思っております。

まず、各会計の決算は、以前であります12月定例会での審議でありましたが、今回と異なりますか、ことしから9月定例会で審議できることになった要因について、まず伺いをしたいと思っております。

また、この平成20年度の決算を見ますと、赤字解消計画のとおり計画は達成されております。その努力は十分に認めたいと思っております。ただ、この達成も、中身を見れば幾つかの幸運が重なって達成できたというふうなことが言えると思っております。このある程度予測できないような幸運が重なった部分と、もちろん市として大変努力した部分、両方あると思っておりますが、今回この計画を達成できたことに対して、市長は率直に今どのように感じているか伺いをしたいと思っております。

ただ、そう申しましても、歳入に関しましては今後とも非常に不透明な部分が多かろうと思っております。そういった中で赤字解消計画の中で述べられていますとおりこれまで以上の行政改革と事務事業の見直し、そして経費の削減が必要であるということをおっしゃっております。私この部分にこだわるわけではございませんが、そうした中であっても普通建設事業費が大幅に伸びていると。きち

んとした裏づけがあって伸びているのであれば何も問題はないのでありますが、この赤字解消計画の中の前提条件の中にもありますとおり、普通建設事業費は各年度の事業規模が過大にならないように一部事業の先送りというふうなことをうたっております。そうしたならば、先送りした事業というのは何なのか、そのあたりお答えを願いたいと思っております。

次に、財政健全化の指標の数字についてお聞きをしたいと思っておりますが、それぞれの数字を見ますと、おおむね改善されているというふうな報告でございます。そんな中で連結赤字比率について考えたとき、今後一般会計の赤字を予定どおりに解消できたとしたならば、あとは用地造成事業会計が大きな課題になると思うのでありますが、監査の意見の中にもこの会計の存廃も含めた抜本的な見直しというふうなのを求めております。現時点でのそのあたりの考え方についてお聞きをしたいと思っております。

また、実質公債費比率は20.2%で、現在は公債費負担適正化計画の策定を前提とした一般的許可団体ということになっておりますが、この許可団体と、またそうでない団体との違いというのはどういうふうなものがあるのか。また、この適正化計画は毎年作成するものなのかどうか、あわせて以上お聞きしたいと思っております。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 総括的な部分につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

平成20年度の決算、今定例会でご提示をさせていただいて、これからまたご審議をいただき、また決算審査特別委員会のほうでもご審議をいただくということになっておりますけれども、その内容について、まず幸運が重なったのではないのかなというふうなご意見が感想を持たれたご発言でございました。なるほどこの平成20年度赤字解消

計画、達成はできて、また少し改善、予定よりも改善されたわけでございます。この部分において、暖冬少雪というふうな部分で非常に幸運な部分があったということは、これは否定はできません。私も雪の季節になりますと、本当に毎朝毎晩気になって、カーテンを開けて、雪が降らなければいいなと、この2冬を過ごしました。そのかいというふうなことでは決してありませんけれども、やはりその部分において暖冬少雪で非常に財政的には除雪費が軽減されたということは否定はいたしません。しかしながら、それ以上に職員数の削減だとか、管理職手当の削減、前納報奨金制度の廃止、政府資金の高利息のものから低利のものへの借りかえ、それから第一川内保育所等の廃止だとか、指定管理者制度の導入、遊休資産の売却、それから執行残の凍結というふうなことで、さまざま内部的な努力が非常に大きかったということのご評価をいただきたいなと、いただければなと、このように思います。

その中でも第5次病院事業経営健全化計画達成のために2.9億円という形でむつ総合病院の不良債務を議会、また市民の皆様方、そして病院のスタッフ等の理解をいただいて解消ができたという、その中でも評価していただきたいし、また電源立地地域対策交付金、これのソフト事業への活用というふうなこと、非常にもろもろ努力もいたしましたし、また幸運の部分、運の部分もあったというふうなことはあろうかと思えます。総体的にその意味からして赤字解消計画、想定を大幅にとは言いませんけれども、想定以上の赤字解消計画ができたということは、議会また市民各位のご理解とご協力のたまものであると。そしてまた、職員が一丸となってこの財政状況を切り抜けようという、赤字体質から脱却しようという強い意思のあらわれであるというふうなところでございます。今後一層行財政改革に努め、赤字解消計画、

平成23年度という大きな目標を持っておるところでありますので、その部分について全力を挙げて取り組んでいきたいと。

しかしながら、まだまだ一般会計はそうございますけれども、国保会計、それからご指摘のとり用地会計の部分、そしてまた旧町村の各診療所の不良債務、これが50億になんなんとする金額、そしてまたむつ総合病院に対する債務負担行為と、こういうふうなものがまだまだたくさんあるわけでございます。1つずつ着実にこの赤字解消、そして不良債務解消に取り組んでいく必要があると。その部分において、まだまだ決して気を緩めることなく誠心誠意ご理解を賜るための説明責任を果たしつつ赤字解消、全体的なトータルとしての赤字解消、不良債務解消に努めていかなければいけないと、このように思います。

私は、持続可能な財政運営ということで、後ほど担当部長からも答弁がありますけれども、起債残高、これもしっかりと横目ににらみながら、そしてまた4つの指標、これをクリアすることだけではなく、そのクリアした後に何が残されるのか、そういうふうなところもしっかりとしんしゃく、勘案しながら財政運営に努めていかなければいけないというふうな覚悟をしておりますので、その部分でよろしくご理解を賜りたいと、このように思います。

9月定例会で決算を今初めてご審議をいただくわけでございます。そういうふうな部分、その余につきましては、担当からお答えを申し上げます。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 中村議員の一般会計決算のお尋ねについて、市長答弁に補足説明させていただきます。

まず1点目、9月定例会で決算審議できることになった要因についてであります。地方公共団体における新たな財政健全化法として平成19年6

月20日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し、平成20年度は一部施行により健全化判断比率等指標の算定と公表のみが課せられましたので、従来からのスケジュールどおり、12月定例会での決算認定を行ったところであります。

今年度からは、法の全面的な施行により財政健全化計画等を定めている地方公共団体の長に対し、毎年9月30日までに議会に対し、前年度の決算と財政健全化計画等の実績との関係を報告することが義務づけられたところであります。このため、9月30日までには必然的に決算が確定している必要が生じたため、9月定例会でのご審議をお願いしたものであります。

次に、3点目、赤字解消計画での先送りした事業についてであります。赤字解消計画において平成21年度より普通建設事業の大幅な伸びを見せておりますが、これは当初から実施計画のありました第三田名部小学校、第一川内小学校の改築工事及び他の小・中学校の耐震化事業等に加え、国の緊急経済対策に呼応し、各種補助金及び交付金を活用した事業を実施することによるものであります。このことから、平成21年度から平成23年度については、普通建設事業に係る起債借入額を前年度の赤字解消計画の範囲内とし、新規事業の繰り延べや事業スパンの延長等を一部で行っております。具体的には、防災拠点施設整備事業、各小・中学校の耐震化事業の繰り延べ等を行っております。

次に、5点目、実質公債費比率及び公債費負担適正化計画についてであります。平成18年度から地方債許可制度が協議制度に移行したことにより、市町村の場合、実質公債費比率が18%未満の団体については知事の同意を得ることにより地方債を発行できますが、実質公債費比率が18%以上の団体及び実質収支の赤字が政令で定める額以上の赤字団体については知事の許可を必要とし、そ

の場合公債費負担適正化計画並びに財政健全化計画を作成し、その内容、実施状況等により許可されることとなります。本市の場合、制度発足時の数値が22.3%でクリアできなかったことから、平成18年度に公債費負担適正化計画を作成し、以後毎年決算に基づいて見直しを行っております。

なお、現時点での計画は、平成27年度で17.1%、いわゆる18%以下になるという目標としたものになっております。

以上で終わります。

○議長（村中徹也） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 用地会計の存廃も含めた現時点での考え方についての中村議員のお尋ねにお答えいたします。

平成21年度から地方公共団体の財政の健全化に関する法律が本格的に施行され、本会計の資金の不足額について具体的な解消計画が迫られているところではありますが、今般第三セクター、公営企業等の抜本的な改革に必要な財源に充てることができる第三セクター等改革推進債制度が創設されましたことから、この制度の活用による会計の廃止も視野に入れまして、関係部署と検討しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） まず、9月定例会で決算審議ができるようになったのは、法律の改正によることだというご説明でありましたが、これにつきましては私も以前から、何とか12月ではなく、もっと早い時期に決算の審議ができないものかというふうな考えを持っておりました。今回できたことによりまして、私個人といたしましては、来年度の予算編成に向けて意見を申し述べることが12月定例会でもできるといったようなメリットを非常に感じております。

しからば、行政側といたしましては、その9月に決算ができることによるメリットというふ

うなものはどういったものがあるとお考えになるのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど普通建設事業の一部の先送りということで何件か述べられておりました。これも財政計画に合わせまして、優先順位の高いものから現在やっているということでございますので、現在繰り延べた事業につきましても、ぜひとも計画の中で少しでも早くというふうなことを言いますと、私が先ほど来言っているのとちょっと矛盾するようなところがございますが、そのような形での実現をお願いしたいと思います。

ただ、どうしても普通建設事業が伸びますと、地方債残高の伸びが大きくなります。いろんな指標が改善をしておりますが、この地方債残高の数字だけは現在増加傾向にあります。このことにつきましての現時点でのお考えをお聞きしたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、行政側から9月定例会でこの平成20年度の決算をご審議していただくというふうなメリットは何だろうか。これは、まさしく中村議員お話しのとおり、決算のご承認をいただいた後に12月定例会、そしてそのころから、その前からさまざま次の年度の予算査定をして予算を積み上げていくわけですが、12月定例会の中で予算のあり方等のご意見を聞ける場面が出てくるということになるかと思えます。

それから、地方債残高、これはできるだけしっかりと、先ほど答弁を申し上げましたように、地方債残高もしっかりと横目に見ながら運営をしていかなければいけない。しかしながら、ただ非常に市民、住民の皆様方からご要望の多い部分もございまして、それらは赤字解消計画にのっとる中で地方債残高、これもしっかりと管理をしてい

くというふうなことでご理解をいただければなと、こう思います。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、議案第79号について質疑を行います。2番澤藤一雄議員。

○2番（澤藤一雄） 先ほどの中村議員の質疑と重なる部分がございますけれども、この用地造成事業会計は一般会計から3,000万円を繰り入れても14億2,187万円の歳入不足が生じた決算でありますけれども、特例措置で第三セクター等改革推進債制度が創設された。この制度を活用して、この会計の廃止も視野に検討していくと説明をされましたけれども、この内容についてお知らせいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 私どもでは、用地造成事業会計の存廃につきましては、その事業をもって費用を賄い、地方公営企業の基本的原則を維持できないという観点から、旧むつ市の平成8年12月定例会の全員協議会で用地造成事業会計の現状と改善策についてご説明申し上げまして、その翌年の平成9年3月定例会において地方公営企業法の全部を適用する条例を廃止する条例案が可決されまして、平成9年4月1日よりこの地方公営企業法の非適用事業として再スタートし、保有土地の処分をしながら会計の閉鎖に向けて努力してまいりました。澤藤議員おっしゃいますとおり、現在まだ14億何がしの債務を抱えておりますが、長引く景気低迷の中、土地の処分が思うように進まない、一般会計の繰出金についても、平成9年度以降、市の財政事情から増額も見込めず、計画どおり赤字の解消が進んでいないというふうな現状でございます。

そういうふうなところに私どもは昨年度から経営健全化計画、資金不足比率が20%を大幅に超え

ました89.9%ということで、昨年度から経営健全化計画の策定を総務省が青森県を通しまして指導助言をいただきながら策定してまいりましたところ、今澤藤議員がおっしゃいました、私も先ほど答弁させていただきましたが、改革推進債制度というものができまして、この第三セクター等というふうなものは、公営企業の事業を改廃するときに、すべてこの第三セクター等改革推進債を一挙に借りまして、それを計画にのっって返していきますよという形になります。利子については、交付税措置でおおむね50%程度補充してあげますよというふうなことで、苦しい財政の中で第三セクターあるいは私どもの公営企業でやっている用地造成事業等を救ってくれる救済措置が出されましたので、この際、私どもは平成29年度までの経営健全化計画を立てて国の指導を受けてまいりましたけれども、こちらのほうの方法をとったほうがよりベターですよというふうなこともございまして、これを機に用地造成事業を廃止の方向に持っていきましょうということで内部的に検討しておるといふふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 今感じましたけれども、随分国の支援、交付税算入が利子の50%ということだけで、これを5年間で解消するというふうなことだと思いますけれども、これ以外の支援というのはないわけですよ。今の話の内容をもう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 5年間でというふうな期限はちょっと、私はさっき5年と言わなかったと思うのですが、先ほど市長も答弁しておりましたけれども、平成23年度までは一般会計もまだ赤字で、平成23年度をめどに黒字に転換しようとして、今財政再建を目指してございます。また、私どもも先ほど申しましたが、経営健全化

計画を策定して、3月定例会には議会にご承認を得るべく準備を進めているさなかにこの制度ができたわけです。ですから、平成23年度までの、22年、23年度は、私どもの計画の中で利子分を返還していくと。それらをあわせて10年程度で返還することになりますので、ほぼ経営健全化計画にのっった形で返済できるというふうなこともございまして、この改革推進債を借りるべく、申請すべく検討をしておるところでございます。

○議長（村中徹也） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

決算議案に対して、ほかに質疑ありませんか。

9番白井二郎議員。

○9番（白井二郎） 議案第71号の国保会計についてお尋ねします。

これは、これから決算審査特別委員会で審議されるわけですが、市長がそのときにいない可能性がありますので、市長の考え方を聞きたいと思えます。

先ほど監査委員から2年連続の赤字決算ということでございます。このままでいけば、国保会計はまた値上げという感じになるのではないかなと受けとめているわけなのですが、私は思うわけです。収納率と言ったらよろしいでしょうか。平成19年度は62.3%、平成20年度は60%と。ということは、10人の方のうち4人が払っていないという計算になるわけです。そのパーセントの思いというか、感じ方とか、またこれに対する考え方とか、部署内における話し合いとか、市長はどのように考えて行動しておりますでしょうか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 国民健康保険税が赤字という部分でございますけれども、4億円ぐらいの今赤字決算ということですので。非常に我々としても大きい額かなと思っております。これに対する取

り組みについては、まずは当然のごとく歳入を確保し、歳出をそれぞれ制限するというふうなところで取り組んでございます。当然議員の皆様のご理解を得まして、平成20年度に国保税等の改正も行われましたけれども、依然として医療費の伸びが想定したよりも伸びているという部分で、厳しい財政運営を強いられているというものでございます。

その部分について、国保税の収納の部分も触れておりますけれども、今回後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、その方たちの保険税が入ってこないという部分がございます。その部分を差し引きしても、前年度は87.6%、滞納では16.6%、滞納額については上がっていますけれども、現年度については、今おっしゃったように後期高齢者医療という部分で平成19年に比較して1.9ポイント落ちています。いずれにしても、その辺のところについても今後粘り強く保険税を納めていただく方と折衝を重ねて、なるべく滞納部分を抑えていくというふうな形でご理解を賜っていきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（白井二郎） 私市長から聞いたかたのですが、というのは、やはり税金といいますが、健康保険税もそうなのですが、やっぱりむつ市長宮下順一郎の名前で徴収していると思っています。そのトップが答弁しないというのは、私ちょっと納得がいかないわけでございます。市民の皆さんに一人でも多く納付してもらいたいという思いを、やはりこの場できちんと言ってもらいたかったのですが、どうでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市長としてお話を、答弁をさせていただきます。

この収納率を上げるべく職員一丸となって、これは努力もしていかなければいけません。さらに

また、市民の皆様方にご理解をしていただくというふうなPRの仕方、これもしていかなければいけない。内部経費を本当にしっかりと管理をして、皆様方のご協力をいただいて、ご理解をいただいて国保会計が成り立っているというふうなことでございますので、その部分においては職員のほうからは収納率を上げるべく努力をいたさせます。また、そのためには市民の皆様方のご理解をいただかなければいけないということで、PRに努めていきたいと、このように思います。非常に、これはもう全国的に大変な状況でございますので、さまざまなケーススタディーをしながら、どういうふうな手法がご理解を深めるためにいいのか、そしてまた協力を呼びかける手法はどういうふうな形がいいのかというふうなことの研究もしつつ、この国保会計を何とかいい形に進めるべく努力は継続をしていきたいと、このように強い決意を白井議員初め市議会議員の皆様方、また市民の皆様方にお伝えをさせていただきたいと。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（白井二郎） ありがとうございます。私も国保の運営協議会委員を10年ばかり務めていた関係上、旧むつ市では当然基金を設けていたところ、これは正直言って使い尽くしているのはわかっておりますが、やはりこの国保会計というのは、病人に病院にかかるなどは言えないわけでございます。この赤字になったのは、やっぱり一般財源から組み入れると、そういうやり方しかないわけでございますので、ぜひ収納のほうは今以上、いろいろ部署で話し合って、1%でも2%でも向上するように頑張ってください。

以上です。

○議長（村中徹也） これで白井二郎議員の質疑を終わります。

決算議案に対して、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

これで平成20年度むつ市各会計決算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第70号から議案第80号までの平成20年度むつ市各会計決算については、正副議長及び議会選出の監査委員を除く議員24名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第70号から議案第80号までの平成20年度むつ市各会計決算については、正副議長及び議会選出の監査委員を除く議員24名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで決算審査特別委員会正副委員長互選のため午後4時まで暫時休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

午後 4時01分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました決算審査特別委員会において、委員長に千賀武由議員、副委員長に齊藤孝昭議員が選任されましたので、ご報告いたします。

報告第22号

○議長(村中徹也) 次は、日程第30 報告第22号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で報告第22号の質疑を終わります。

報告第22号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第23号

○議長(村中徹也) 次は、日程第31 報告第23号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、本庁舎移転改修工事の建築工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番千賀武由議員。

○11番(千賀武由) 1点だけお聞きします。

これは、内覧会で気がついたことですが、正面玄関を入りましてグリーンモールがございませぬ。介護福祉課とか健康福祉課、市民課の間、それから総務課と商工観光課の間の3本通路がございませぬ。その通路の上がり始めに段差があつて、私高齢者たちがつまづくのではないかという感じ

を持ったのですが、これは理事者のほうで調査してみても、どうしても危ないと思ったら、その改良を求めたいのですが、いかがでございましょう。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 段差というのは、スロープにしてあるかと思うのですけれども、若干段差ができました。そのところはスロープでカバーしてございますので、車いす等の通行等については支障ないものと思っております。実際に暮らしてみても、その部分がなお都合が悪いということであれば、改良を加えなければいけないかと思えますけれども、現在のところ大丈夫かなというふうに思っております。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第23号の質疑を終わります。

報告第23号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第24号

○議長（村中徹也） 次は、日程第32 報告第24号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、本庁舎移転改修工事の電気設備工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番千賀武由議員。

○11番（千賀武由） これも1点お聞きしたいのですけれども、30課にも及ぶ執務室でございまして。大変な照明の数でございました。そこで、これからこちらのほうに移転して、残業等でその課ごと

に照明がつけられ、その残業する際、ほかの課の照明は消せるようなシステムなのか、そここのところをお聞かせ願いたいのですけれども。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 幾つかの系統に分かれて、部分的につくようになっているということでございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（千賀武由） 移ってみて、私は相当な電気料がかかると思っております。これも大事な市民の税金から払うわけでございますので、何とか残業等では小まめに消して、そういう節約をしてほしいと、そのように思います。よろしくお願います。終わります。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第24号の質疑を終わります。

報告第24号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第25号

○議長（村中徹也） 次は、日程第33 報告第25号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、本庁舎移転改修工事の空気調和設備工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第25号の質疑を終わります。

報告第25号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第26号

○議長（村中徹也） 次は、日程第34 報告第26号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、本庁舎移転改修工事の給排水衛生設備工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第26号の質疑を終わります。

報告第26号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第27号

○議長（村中徹也） 次は、日程第35 報告第27号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成21年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第27号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第27号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第27号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第27号は承認することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月8日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月9日及び10日は決算審査特別委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、明9月8日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月9日及び10日は決算審査特別委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、9月11日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時10分 散会

